

## 平成25年第1回竹原市議会定例会会議録

平成25年3月6日開議

(平成25年3月6日)

| 議席順 | 氏名     | 出席 |
|-----|--------|----|
| 1   | 山元 経穂  | 出席 |
| 2   | 高重 洋介  | 出席 |
| 3   | 井上 美津子 | 出席 |
| 4   | 山村 道信  | 出席 |
| 5   | 大川 弘雄  | 出席 |
| 6   | 道法 知江  | 出席 |
| 7   | 宮原 忠行  | 出席 |
| 8   | 片山 和昭  | 出席 |
| 9   | 北元 豊   | 出席 |
| 10  | 稲田 雅士  | 出席 |
| 11  | 松本 進   | 出席 |
| 12  | 吉田 基   | 出席 |
| 13  | 脇本 茂紀  | 出席 |
| 14  | 小坂 智徳  | 出席 |

職務のため議場に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 宮地 憲二

議会事務局係長 住田 昭徳

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

| 職 名                   | 氏 名     | 出 欠 |
|-----------------------|---------|-----|
| 市 長                   | 小 坂 政 司 | 出 席 |
| 副 市 長                 | 三 好 晶 伸 | 出 席 |
| 教 育 長                 | 竹 下 昌 憲 | 出 席 |
| 総 務 部 長               | 今 榮 敏 彦 | 出 席 |
| 総 務 課 長               | 桶 本 哲 也 | 出 席 |
| 情 報 化 推 進 室 長         | 平 田 康 宏 | 出 席 |
| 企 画 政 策 課 長           | 福 田 吉 晴 | 出 席 |
| 財 政 課 長               | 塚 原 一 俊 | 出 席 |
| 税 務 課 長               | 沖 本 太   | 出 席 |
| 会 計 管 理 者             | 前 本 憲 男 | 出 席 |
| 監 査 委 員 事 務 局 長       | 木 村 忠 志 | 出 席 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 | 桶 本 哲 也 | 出 席 |
| 市 民 生 活 部 長           | 谷 岡 亨   | 出 席 |
| 市 民 健 康 課 長           | 森 野 隆 典 | 出 席 |
| ま ち づ く り 推 進 課 長     | 大 澤 次 朗 | 出 席 |
| 文 化 生 涯 学 習 室 長       | 西 口 広 崇 | 出 席 |
| 忠 海 支 所 長             | 森 野 隆 典 | 出 席 |
| 人 権 推 進 室 長           | 谷 岡 亨   | 出 席 |
| 福 祉 課 長               | 大 宮 庄 三 | 出 席 |
| 子 ども 福 祉 室 長          | 井 上 光 由 | 出 席 |
| 建 設 産 業 部 長           | 柏 本 浩 明 | 出 席 |
| 産 業 振 興 課 長           | 中 川 隆 二 | 出 席 |
| 観 光 交 流 室 長           | 堀 信 正 純 | 出 席 |
| 建 設 課 長               | 大 田 哲 也 | 出 席 |
| 都 市 整 備 課 長           | 有 本 圭 司 | 出 席 |
| 区 画 整 理 室 長           | 有 本 圭 司 | 出 席 |
| 上 下 水 道 課 長           | 沖 谷 秀 一 | 出 席 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長     | 西 原 正 教 | 出 席 |
| 教 育 委 員 会 教 育 振 興 課 長 | 久 重 雅 昭 | 出 席 |
| 教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長 | 亀 井 伸 幸 | 出 席 |

付議事件は下記のとおりである

- 日程第 17 議案第 18 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例案
- 日程第 18 議案第 19 号 竹原市墓地使用条例の一部を改正する条例案
- 日程第 19 議案第 20 号 竹原市消防団員等公務災害補償条例等の一部を改正する条  
例案
- 日程第 20 議案第 21 号 特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例  
案
- 日程第 21 議案第 22 号 竹原市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条  
例案
- 日程第 22 議案第 23 号 平成 24 年度竹原市一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 23 議案第 24 号 平成 24 年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第 3  
号）
- 日程第 24 議案第 25 号 平成 24 年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 25 議案第 26 号 平成 24 年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第  
2 号）
- 日程第 26 議案第 27 号 平成 24 年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 27 議案第 28 号 平成 24 年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第  
1 号）
- 日程第 28 議案第 29 号 平成 25 年度竹原市一般会計予算
- 日程第 29 議案第 30 号 平成 25 年度竹原市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 30 議案第 31 号 平成 25 年度竹原市貸付資金特別会計予算
- 日程第 31 議案第 32 号 平成 25 年度竹原市港湾事業特別会計予算
- 日程第 32 議案第 33 号 平成 25 年度竹原市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 33 議案第 34 号 平成 25 年度竹原市公共用地先行取得事業特別会計予算
- 日程第 34 議案第 35 号 平成 25 年度竹原市介護保険特別会計予算
- 日程第 35 議案第 36 号 平成 25 年度竹原市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 36 議案第 37 号 平成 25 年度竹原市水道事業会計予算

午前10時00分 開議

議長（稲田雅士君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

日程第17

議長（稲田雅士君） 日程第17、議案第18号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第18号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、竹原市鳥獣被害対策実施隊員及び竹原市社会福祉法人等指導監査嘱託員の報酬及び費用弁償等を定めるものであります。

竹原市鳥獣被害対策実施隊員につきましては、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき、平成24年3月に設置し、市の職員で構成しているところではありますが、市の職員以外の者であって被害防止施策を適正かつ効果的に取り組むことが見込まれる者を新たに任命することとし、組織力を強化し、被害防止計画の取り組みを積極的に推進するものであります。

竹原市社会福祉法人等指導監査嘱託員につきましては、社会福祉法人に対する指導監査は社会福祉法の規定に基づき都道府県知事が行うこととされているところ、同法の一部が改正され、平成25年4月から、市の区域内にある社会福祉法人にあつては市長が指導監査を行うこととされたことに伴い、会計や労務管理などの分野において、専門的な知識を有する人材による指導監査を行う体制の整備が必要となることから、広島県からあつせんを受けた公認会計士及び社会保険労務士を嘱託員として雇用し、監査体制の整備を図るものであります。

改正の内容につきましては、竹原市鳥獣被害対策実施隊員の報酬について、第1種銃猟免許登録者にあつては年額1万2000円、第2種銃猟免許登録者にあつては年額4,700円とするとともに、竹原市社会福祉法人等指導監査嘱託員の報酬について、日額1万

9, 000円とするものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第18

議長（稲田雅士君） 日程第18、議案第19号竹原市墓地使用条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第19号竹原市墓地使用条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、市の管理する墓地について、使用料の見直し、管理料の新設、その他墓地の適正な管理に関し、必要な規定を整備するものであります。

改正の主な内容につきましては、墓地の使用許可の期間の更新についての手続や、墓地の使用許可の対象者、墓地に埋葬する者の範囲など、墓地の使用に係る必要な規定を整備するとともに、今後の墓地の適正な運用を図るため、墓地の使用料の改定及び管理料の新設を行うものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

4 番。

4 番（山村道信君） 先般から民生の部会でもこの件については協議されてまいりました。しかるに、やはりこの件、議員だけではなく各納税者の方々も非常に先行きを見守っておられます。そこで、今この条例を読み上げていただいてここで認めるっていうよりも、もっと詳しくかいつまんだ形でじゃあどうなるのかといったところをさらに確認し、何件かちょっと質問等がございますので、この場で質問させていただきたいと思います。

この条例案をここまで制定されるに当たって、皆さんの本当に努力、たゆまない努力あったことと察します。しかしながら、やはりそれを市民あるいは納税者の皆様に伝えることっていうのは職務でございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

大きく分けて4件ございます。

まず、第1番目としまして、もう既に墓地を使用している者のこの条例案の適用についてお尋ねいたします。新たに使用料が発生するのでしょうか。本条例附則第2に、この条例施行の際、既に使用権を有する者はこの条例により使用の許可を受けたものとみなすがあります。ということは、もう使用権は発生しないというふうに考えてよろしいのでしょうか。

そして、更新許可を受ける際、使用料が発生するのでしょうかということでございます。条例第4条に、墓地を使用する者は市長の許可を受けなければならない、そして同条例第7条に、第4条の規定により使用の許可を受けた者は、別表に定める使用料を使用許可の際納付しなければならないと記載されております。第5条2項においても、更新しようとする者は云々とありまして、市長の許可を受けなければならないとあるわけで、更新という意味合いからすれば再契約というふうになるわけでございます。その場合、一般にはさらなる使用料を取られても不思議でないわけでございます、とりわけ30年の更新ということになりますと、30年後のその時点どう解釈されるかわかりません。よって、継続使用料について、条文中に明記する必要があるのではないのでしょうか。

次に、使用期間の問題でございます。条例案第5条使用の期間とございます。前条の許可の期間は、許可を受けた日の翌日から起算して30年とするとございます。これは以前から使用している使用者の期限は附則の2に、この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の竹原市墓地使用条例の規定により使用の許可を受けている者であって、当該使用の許可の期間が満了していない者に係る使用料及び管理料についてはなお従前の例による

と、非常にすんなりうたってあるわけですが、ちょっとわかりにくい面もございます。つまり、新たに墓地を求めようとされる納税者の方には理解することは容易だとは思いますが、昭和35年、墓地条例が施行された昭和35年6月以前の古くから使用されている方はいつが期限なのか定かではないと思われま。そうした場合、期限をどのように設定されるのでしょうか。

また、条例案第5条2項に、期限が満了する日の1年前までに市長に申請し、その許可を受けなければならないとうたってあります。この場合、更新通知書たるものが発行されるのでしょうかということです。もちろん、この更新通知書もしかりですが、使用許可証というのでも発行されるかどうか。こういったところも確認したいと思ひます。

そして、大きな意味での質問ですが、3番目の質問ですが、墓地を所有している者の条例案の適用についてお尋ねします。

実は、私もその我元行に墓地を所有してま。これは当時の契約した契約書です。日付は昭和51年7月15日とございます。売買契約書、相手方は竹原市でござひま。この契約書の内容を見ながら沿ってお尋ねしたいと思ひます。

私を初め、私以外にここに市から墓地を購入、使用されておられる人もおられると思ひま。この売買契約書の第14条において、この契約に関し疑義のある事項及びこの契約に定めのない事項については、甲、すなわち竹原市、乙、すなわち契約者が協議して定めるものとし、この協議が調わないとき、甲（竹原市）の決定するところによるものとするとうたわれてま。記載されてま。ということは、墓地を購入され使用されておられる方に対しても、その所有権を売買契約書第14条の規定を上げ使用権に改め使用期限を定めるので従いなさいということになるのでしょうか。

そしてまた、墓地売買契約書において第11条に、所有権が移転した日より3年間といった期間を設け所有権移転等を規定してありますが、本条例改正案第12条4項によると、使用権を他人に譲渡し、また転貸したとき使用許可を取り消し、返還を命ずることができるとござひま。所有している者には所有権があります。しかしながら、この場合におきましても売買契約書第14条を適用し、市の決定に従いなさいということになるのでしょうか。

また、その場合、新条例の売買に関して第6条の4の項目がござひま。これは使用料を納付した日から起算して5年以内に13条の規定により届け出をして墓地を返還したときは、当該墓地が使用されていない場合に限り使用料の2分の1に相当する額を還付する

と、こうございます。ということは、こういったこの第7条の4という規定がここに当てはまるのでしょうか。そういう質問でございます。

そして最後に、条例第2条名称及び位置ということでございます。ここの位置の明記が、竹原市字我元行と記載されております。この具体的な境界はフェンスなどで区切られてるのでしょうか、あるいは範囲の詳しい地番表示が必要だと思われるのですが、これに対していかが思われてるか、御回答願いたいと思います。

最後にもう一件、管理料でございます。管理料年額2,400円払うということになっております、新条例案におきまして。ということは、月額に直せば200円と。私はこれは管理料を払ってもしかるべきかなと思っておりますが、しかし管理料を払うということは、例えば我元行へ行く道が狭いから何とかしろであるとか、あるいは設備をもっと整えるであるとか、そういった使用者の要望に応えるすべを持っているのかということもつけ加えて質問させていただきます。

以上です。

議長（稲田雅士君） 以上5点、順次答弁願います。

まちづくり推進課長、答弁。

まちづくり推進課長（大澤次朗君） まず、1点目の現在使用している方の使用料についてということでの質問でございます。

御存じのように、この我元行墓地につきましては、旧の竹原町時代に墓地として造成をいたしまして昭和16年から貸し付けを行っております。その貸し付けを始めてから長い年月がたっておりまして、世代の交代、また貸し付け者の多くが亡くなられている、また転出等により使用者の把握が困難になったということで許可の更新及び承継手続きができない状況になっております。こうしたことから、この墓地の適切な管理運営ができるよう今回条例改正についてお願いしたところであります。

現在使用している方については、既に使用权があるということとし、今後管理料の納付ということで条例で整理をさせていただくものでございます。

それと、更新時の場合の管理料、使用料の納付についてということでございます。

先ほだるる議員のほうから説明があったように、使用料の納付につきましては改正案の第4条の規定で、墓地を使用する者は市長の許可を受けなければならない、その許可を受けた者は、第7条第1項の規定で別表に定める使用料を使用許可の際納付しなければならないとなっております。



また、更新のことなんですけれども、第5条第1項の規定で、第4条の許可の期間は当該許可を受けた日の翌日から起算して30年とする。5条の第2項の規定で、許可の期間は更新することができ、許可の期間を更新しようとする者は、その許可を受けなければならないとなっております。使用料の納付については、第4条の規定による使用の許可を受けた者が納付しなければならないとなっております。第5条の第2項の規定で、許可の期間の更新をする者は市長の許可を受けることが規定されておりますが、許可の期間の更新時の使用料の納付については規定をされておられません。よって、規定のない者は徴収することができないということでもあります。使用料納付については、墓地を使用しようとする際に使用許可を受け、その際に納付しなければならないということでもありますので、第5条第2項の更新時には使用料の納付は発生しないということでもあります。

それと、3点目の墓地の売買契約にかかわっての御質問でございます。

この部分については、現実には売買契約で登記はまだできていないのが現状でございます。今後適切な手続をし、登記等の変更を行っていきたいと考えております。

それと、2条の名称及び位置でございますけれども、これは共同墓地ということでありまして、位置については1区画で、字は我元行ということでもありますので、貸し付ける部分については測量した面積等で、その部分の番地を振るということではなしに、市が全体で管理をするということによって一つの地番となつるとということによって御理解いただければと思います。

それと、大変申しわけない、附則の第2項で、本条例の施行の際の現にこの条例による改正前の竹原市墓地使用条例の規定により使用の許可を受けている者であって当該許可の期間が満了していない者に係る使用料及び管理料についてはなお従前の例ということで、この期間については、永楽院の平成5年に貸し付けている部分については期間が30年ということで平成35年が期間満了ということとなります。

それと、管理料につきましては、共同墓地内のいわゆる墓所以外の共用部分を適正に管理していくということで最低限の経費として使用者に費用の一部を負担していただくものでありまして、管理料の算出については、墓地内の清掃とか、光熱水費、緑地帯の整備等、また備品の整備ということで積算をさせていただきまして年額2,400円としたものでありますので、よろしく願いいたします。

議長（稲田雅士君） 5番。

5番（大川弘雄君） 私は今までのこの件に関しまして売買契約というものはないという

ふうに理解しておったわけですが、4番議員から売買の契約書があるということがありました。それがどういうものなのかという説明をひとつお願いします。

それと、再度確認ですが、現在使用されている方の更新時における使用料の発生があるのかないのか、ここがいまいち明確ではありませんでしたので、この使用料、更新時の使用料がないという明確な再度答弁をお願いします。

議長（稲田雅士君） まちづくり推進課長、答弁。

まちづくり推進課長（大澤次朗君） 現在使用されとる方の更新時において使用料が発生というんですか、使用料について答弁が明確でないということでのお話がございました。

使用料につきましては、墓地の適正な管理運営のあり方について厚生労働省が示している墓地経営管理の指針及び墓地使用に関する標準契約約款に基づきまして、当事者間の権利関係を規定し、利用者の保護の観点からも契約の明確化を図るということで条例を改正し、現在使用者が墓地の許可の更新を受けた場合には、更新時における使用料は発生しないこととし管理料のみの御負担をいただくということでもあります。

それと、売買につきましては、この我元行墓地の貸し付けということではなしに、一部一律売買契約を行っている墓地区画があります。その部分については、今後適切な処理をしまいたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（稲田雅士君） 4番。

4番（山村道信君） まず、ちょっと議事進行をこんなとこでかけんとってください。こちらはずっと一連の質問をしていってるわけですから……

（「そうそう、合うとる、合うとる」と呼ぶ者あり）

一応終わった後でお願いしたいと、こう思います。

それから、何件かちょっと回答の中でまだ回答されてない面がございました。というのが、35年6月以前の古くから使用されておられる方、これに関してのこの人たちの期限が、使用期限、これをどういうふうに算定されるのかという問題でございます。

それからもう一つ、先ほど回答の中にございましたが、登記されてないというふうに回答ございましたが、実はこの売買契約書の第6条、ここにおきまして、この契約による墓地の売買に伴う墓地の所有権の移転登録は第4条の規定、この第4条というのは、墓地の所有権は乙が代金を甲に完納したとき、甲から乙に移転するものとする、この第4条なんですけど、要するに完納されたということで墓地の所有権が甲から乙に移転した後において乙の請求により甲が委託してこれを行うものとするというふうにございます。したがっ

て、請求がなかったらじゃあ登記をしないのかということになるわけですが、ここで条文にはうたってるわけでございますから、やはり登記されてあるもんというふうに私はとるわけでございます。そして、今の売買ということでございますが、実際じゃあこれから所有者に対して検討をしていかれるのか、それともこの新しい条例案で一まとめにされていかれるのか、そういったところを再度条例案をつくる前にお聞かせいただきたいと思えます。

以上です。

議長（稲田雅士君） 答弁願います。

まちづくり推進課長、答弁。

まちづくり推進課長（大澤次朗君） まず、売買のほうから説明をさせていただきます。

売買のほうについては、先ほども申し上げましたように、我元行墓地区画内に一部売買したものが 있습니다。それについては、使用貸し付けでございませぬので、この条例によるものは適用はないものであります。

それと、使用料のいわゆる現行条例35年以前の使用料については、先ほど申し上げましたように、もう貸し付けから長い年月がたっていること、また貸し付けの多くの方が亡くなられている、そういうことから許可の更新、また承継の手續ができてないということで、そういうことで今後適切な管理をするために今回の墓地使用条例の一部を改正し、先ほども申し上げましたように、現在使用している方については、更新時においては使用料の発生をしないこととし管理料のみの御負担をお願いするという整理をさせていただいているものでありますので、よろしく願いいたします。

議長（稲田雅士君） 3回目です。

4番。

4番（山村道信君） 最後の質問ということになるわけでございますが、まず土地を所有している者に関しては今回の条例は当たらないというんであれば、管理料も発生しないというふうに捉えていいのかということと、それから私が聞いているのは、再三聞いているのは、期限を設定しているわけですね。その期限、30年という期限を設定しているんであるんであれば、既存からずっと借りておられる人たちがどこをもって30年とするのか、その目安を聞かせていただきたいということで、もう少し聞きたいんですが、これで私の3回目の質問を終えさせていただきます。

議長（稲田雅士君） まちづくり推進課長、答弁。

まちづくり推進課長（大澤次朗君） 売買されている方につきましては、管理料は発生はいたしません。

それと、今現在の使用者については、この条例に基づきまして平成25年4月1日からということですので、そこから30年ということ、先ほど提案の理由でも申し上げましたように、30年の更新時においては承継する方がおられる限り引き続き申請をされ、市長の許可を受けた者については引き続き墓地として使用できるということでの整理はさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（稲田雅士君） 11番。

私語は慎んでください。

11番（松本 進君） 私も議案第19号の墓地使用条例について質問したいと思いません。

まず第1点目は、この新しい条例の案に、第5条に30年という期間、これは継続という言い方されてますけど、この30年ということ、これを設けたためにさまざまなやっぱり問題が発生しているということ、これを率直に指摘しなければなりません。本来この30年ということは削除すべきだということを私は最初申し上げたいんですね。そうでないと、先ほど今質問があったとおりで、昔使ってる方はいつからスタートになるんかと、それで今この条例ができてから、要するにこれが改定で多数決になった場合は4月1日からが起点になると、そう言われるんですよ。しかし、それがやっぱり整合性があるかということは説明できますか。

それにかかわって、30年の設定を私は率直にここは外すべきじゃないかという意見があるわけですが、今回その30年ということが第5条に設定されております。そこで、旧竹原町条例のこともこの間さんざんいろいろ言ってきました。そこは旧条例のほうの使用者、現使用者もたくさんおられますけれども、旧墓地条例に竹原町の旧竹原町条例の契約に基づいての使用者は30年という期限がこれがないことはもうはっきりしてるわけですよ。それを突然2年前から墓地の適正化だ云々と言って突然30年が持ち出されて、それはいつのことかっていうたらこの議会でいろいろやりましたよね。ですから、旧墓地条例の竹原町墓地条例には30年規定がないっていうことは明確なんですね。それと、あとは市制になって、35年以降なってますけれども、35年以降は新たに30年というのは明確に墓地条例に定めている。だから、旧条例と市墓地条例の違いは、30年の期限があるかないかが最大の問題です。ここはこれまで議論がいろいろされてきました、

この議会でもしてきました。そこでどういうふうに整理したかという、旧条例のほうに対して新しい墓地条例を竹原市つくった、そこには30年規定してある、しかし旧条例のほうには不利益を生じてはならないと、そういう整理をされてきたというのは事実でしょう。そういう不利益なことをしちゃいかんというのをここでもう確認されてるわけだから、説明会でもいろいろしてるわけですからね。だから、もう一回言うけども、竹原町の旧竹原町条例と、墓地条例と市制の市墓地条例の違いは30年の期限があるかないかだと。それで今どういうふうに整理するかということは、この中で言われたんが、いろいろ質問してきて、いろいろ議員の質問があつて整理されてきたこの今の時点では、新しい条例をつくったけれども旧墓地条例のほうの不利益はあつてはならんということだけは事実なんです。これを崩してはもう何も法治国家じゃないですよ。だから、私はそれを信じて、だから30年という規定あること自体がさまざまな問題を起こす、当たり前のことです。それをあえてあなた方はここに30年ということを持ち出したわけですからね、継続してるわけですからね。ですから、私が1回目の指摘したいのは、旧竹原町墓地条例に基づく使用者、この方の不利益は一切ないというに明言できることですね。このことだけを1点をまず確認します。旧竹原町の墓地条例の使用者に管理料じゃ更新じゃいろんなさまざまな不利益を与えてはならんとは私は思いますけれども、このことで整理されてきた内容ですからね。そのことだけははっきり確認しときますよ。旧竹原町の墓地条例のほうは、この条例をつくっても管理料とかいろんな不利益なことは絶対あつてはならんということは確認してよろしいですね。それが1つ。

それから2つ目には、これはちょっと別の質問になるかも知れませんが、30年を規定して30年の期限が来たら更新来て更新すると。そのときに説明では、使用料のことなんですけども、更新で許可を得たら使用料は要りませんよという解釈ですよ。しかし、私はここで率直に申し上げたいのは、更新規定を設けて、さっき説明があつたけども、徴収規定がないから取らなくてもええという説明でしたよね。そんな曖昧なことはありませんよ。だから、よその条例見てください。例えば、納付の契約のときの1回限り、明らかに明記してますよ。それとか、よその自治体は30年の期間というんがありませんよ。ですから、実質永代使用です。ですから、30年の期間を設けた、しかし更新できる、納付のことは書いてない、それは今課長がずっと代がかわってずっと監視しとくなら別なんだけど、そういうことは不可能ですからね。だからこそ、永久保存の条例にきちっと明記しとかなくちゃいけないですよ。当たり前のことじゃないですか。代がかわったり、職

員がかわったり、担当者がかわって、じゃあ30年後更新来て、した人のお金取らにやいけんという解釈はいつでもできるようなことがあったらいかんのですよ、曖昧に。条例が言ってくるんだからね。あなたの解釈なんかは30年とわからんようになるよねえ。だから、やかましゅう言ってるんですよ。30年の更新来て1回限りの納付でいいよと明記すべきじゃないですかというんが2点です。曖昧な規定を残しちゃいかん。それが条例の性格でしょう。だから、2点目として、きちっと1回限りの使用料でいいですよということを明記すべきだということは2点目です。

それから、3点目は関連しますけれども、使用料とはそもそも何ぞやと、何ですかと。何を基準に何を法的根拠にこの使用料っていうものを設定して徴収しているのかということとをちょっとお尋ねしたい。

今回また新たな管理料ということも新設したいという案であります。ですから、これまで私も説明会、関係者の一人として説明会に行っておりますけれども、例えば管理料については共益費とか墓地の維持管理に必要なんだとかいろいろ説明があります。そして、今あっこの竹原市の墓地は、条例に基づく墓地は永楽院と我元行の墓地です。あの現場を見たら、市の墓地の周りに、数は私確認してませんが、相当多くの民間の墓地があつてあります。だから、私が言いたいのは、駐車場もそこに利用されている民間の方もおられます。水道もその水をくんで使われてる方もおられます。だから、私が言いたいのは、本来こういうあなたが説明してきた、市が説明してきた管理そのものは何かという面で、その墓地を使われてる方の共益費、ともにその墓地を使って利益を受けてるんだからそのための経費は負担しようじゃないかということですよね。ですから、私がここで言いたいのは、あの現状を見てください。永楽院や竹原我元行墓地がある、その周りにたくさんの民間の墓地があります。その方の駐車場とめるな、水をくむな、そんなことができますか。あっこの途中まではもとの駐車場のところは火葬場があつて、そこに行くまでは市道でしょう。市道は誰が通ってもいいんですよ。だから、限定した受益者っていうのは不可能ですよ、実際問題が。使うなというに言えるわけじゃないですか。だから、私が言いたいのは、この管理料の根拠、いろいろ説明が見ておりますけれども、管理料の根拠は一体受益者は誰のためのこういった設定をしたんかと。私が言いたいのは、さっき言った状況があつていろんな方が不特定多数の方が利用されている、そういった現状がある。これを使うなということは不可能ですよ。ましてや、市道のところを通るなというようなこと言えるわけじゃないじゃないですか。そういったことを知りながら、こういった管理料の設定を

見たら、駐車場の管理費だ、あつこに1個明かりがあるけども外灯の管理費だ、夜明かりのときに何で墓地お墓参りに要るんかというちょっと声もありましたよね。そらそういう批判の声もありますけれども、トイレの問題、あのトイレの設置も墓地のために設けたんか。もと火葬場があったからじゃないかと。そういったやっぱり批判の声もあるんですよ。ですから、だから私はその使用料とは何かと、管理料は何かと、特にこの管理料については、受益者はどのように特定するんか。経費を永楽院と我元行の墓地の管理者で割ったもんが2,400円にしているんですよ。年間取得当たり2,400円。墓地の利用者を限定してあなたらが使っているからあなたのための共益費の一部管理料として払ってくださいと、そのための1年2,400円、条例ができたなら4月1日から払ってくださいという根拠ですからね。その根拠そのものが私はちょっと極めて曖昧じゃないか、不特定多数の人も含めて利用するものを一緒にごっちゃまぜにして管理料を設定している、そこはどう考えてもおかしいんじゃないかという面でお答えしたいと。

議長（稲田雅士君） まちづくり推進課長、答弁。

まちづくり推進課長（大澤次朗君） まず、旧条例のほうの不利益ということでございますが、これまで説明会の中でもいろいろ御意見をいただき、意見などについて内部で調整をしまいったところでございます。現実に従来からの慣習とか曖昧なルールの中で墓地の使用が行われてきた実態や当事者間の権利義務が明確に定めた文書が存在しないということからこういう使用者に大変御迷惑をかけている状況で、そういう原因となっております。使用料についても、墓地の使用権の対価であったのか、管理料に含まれるのかといういろいろなことが整理されないまま現在に至っておる状況で、そういうことから現行の使用条例において未整備、不明確であった点について、先ほどから申し上げます、国のほうから示された指針、約款等を内容を踏まえまして、今回改正の条例案については現在の使用者の皆さんについては更新の際に使用料の支払いは発生しないことと整理をさせていただいたものでございます。

それと、使用期間を定める30年につきましては、墓地の有効利用や無縁化した墓地の円滑な整理の要請もあることから、墓地使用契約の明確化を図るために一定の使用期間を定めたものであります。それにおいて使用許可の更新の手続を明確にするために、使用許可の更新については市長は使用者が条例に違反してない場合には申し込みを承諾しなければならないということで改正案の条例の5条2項で制定をさせていただいておるものでございます。

それと、管理料の部分について私墓地の所有者も使うというような御質問でございましたけども、墓地の共用部分については一定の管理経費を賄うために必要な料金であると、その管理料については請求する方式が新約款等で一般的であるとされております。こうしたことから、管理料については墓所以外の通路や水路、維持管理、その他の光熱費などを共用部分の運営化に充てる経費として定めているものであります。それで、市道については、いわゆる私墓地であるとか畑を利用される方が通るということでありますけども、この管理費の中の共用部分については市道部分は除いて積算しておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） （聴取不能）あるんですけど、まず最初の30年にかかわっての分は、旧竹原町条例の使用者の方と昭和35年新竹原市の墓地条例に基づく方の違いっていうのは、30年の規定が使用期限があるかないかの違いだと、大きく言えばね。だから、この間いろいろ議論をやってきて、整理されたもんは旧条例のほうも新条例がつくってきたけれども、旧条例のほうも不利益があってはならんという整理がされてるわけでしょう。しかし、新たな管理料が発生する、毎年支払わなくちゃいけない、ましてや更新手続をしなくちゃいけない、4月1日から新たな条例はできるけれども、前の使ってる人がどういう扱いになるんですか。だから、そこは明確じゃないですよ。だから、ここでもう一回確認したいのは、旧町条例のほうは不利益は決して与えることはない。その不利益と私は言ったんだけど、そこはどう整理されてるんですか。そこは少なくとも旧墓地条例の利用者の方は、それはわかったと、賛成しましょうというんで理解されてるんかどうかも含めてきちっとこの場でやらなくちゃいけないですよ。そこをもう一回確認します。30年の期限設定のためにさまざまな問題が起こっている。最大のわかりやすいことと言えば、新条例をつくって、またこの新たな30年のという新たな条例をつくるとして4月1日からこの条例ができたとしても、旧墓地条例の我元行の方は決して不利益を与えることはない、市長、ここで明言してくださいよね、ここで。不利益を与えることはないというぐらい明言できませんか。それぐらいは最低限の義務じゃないですか。そこをひとつ市長が教えてください。

それと、管理料のことも、私が言いたかったのが、管理料本当に必要な分なら払いたしようという、全部払わんという意味じゃない、払いたしようって人思ってますよ、聞いた



ら。しかし、きょうこの説明があるようなかかった経費、かかった経費の詳しいのはまたにしたいと思うんですが、要するにかかった経費をそこの墓地を使っている方の、使っている方は限定してるわけですから、我元行と永楽院の、この限定した方の数で割ってるわけですよ。だから、経費を、この10年の経費もいろいろあるけど、要するに経費を利用者の我元行、永楽院、この利用者で割った分が2,400円、割るあれが違うんじゃないかということ言えるわけですよ。不特定の方もいろんな人が使ってるわけですよ。それを使うなっていうのは不可能ですよ。その不可能なことをごっちゃませにして使用者だけの、あなたは使ってる、そこは問題があるんじゃないですかね。そこはどういうふうに整理されてますか。計算が例えば100万円要って10人の方が利用して10万円ちょうど100万円になるんか。そういう計算ならわかりましたって言うてもわからんけども、しかし10人だけじゃなしに周りの20人かどうかちょっと、大分墓地がありますからね。わしも毎日使った人をチェックしてはいないけども、墓地以外の方もこの上は大分ありますよ、100個以上あるんですかね。そういう方が利用されている。

ほんで、我元行墓地が100、民間墓地が100、200つくってやるならいいんだけど、そういうことはできないですよ、実際問題は。民間の墓地は民間の墓地で利用されてるわけだから。だから、市の墓地は市の墓地で利用している。そこを周りの人も使ってるのに含めてやること自体に、この管理料の設定そのものが間違いじゃないんかっていうことを言いたいんです。その分が2つ目と。

それから、管理料に係って問題は、この管理料の計算そのものがおかしいというのはちょっとしたいのは、この条例の文のところにありますね。この資料によると、この条例もありますし、参考資料もありますけれども、書いてありますけれども、条例ではこの議案の200ページですよ、議案書の200ページに永楽院の共同墓地、永楽院の共同墓地は1級が使用料は32万2,000円、永楽院の共同墓地の2級は1区画当たり28万1,000円。そこの質問にかかわる管理料が1区画2,400円というふうに計算されております。それで、これとの関係で説明会ではたまたま私の関係者も永楽院を利用して、平成5年に借りて30年、私は30年知ってます、その分は。30年の期間があって、あと10年余りですかね。ちょうどあります。それで、説明会私も行きましたけれども、4月1日から管理料納めてください。2,400円になりますよというこの説明ですよ。しかし、どういうその後説明してるかということ、ここには書いてないけども、私の関係者なんかでも1級が、ここには新しい条例ですから、4月1日からって意味でしょうけれど

も、この1級の使用料は32万2,000円、しかし平成5年に契約した料金を見ると、ここは40万円になってるんです、1級の方は、40万円です。それで、2級の方は35万円の使用料です。払ってます。それで、説明を聞くと、管理料を4月1日からこの条例ができて管理料を納めてもらいます。1級、2級、ともに2,400円ですよ。そういうことになりますよという説明です。しかし、この永楽院に限ってさっき言った契約が残されてます。これは明確にあと10年残されてますよね。ですから、どういう説明してるかといったら、残っている方は管理料を納めなくてもいいですよ、10年間はね。期限が切れたら更新してもらって、そのときから2,400円払ってくださいという説明なんです。これで、もうちょっと見てください。さっき言った永楽院の現使用者の10年残りがある。私のところはたまたま1級の40万円払った、その差を引いて30年で割ったら墓地の使用料、管理料が含まれていた、相当も含まれていたという説明ですからね。ちょっと計算してみてください、ここで。40万円から32万2,000円引いたら7万8,000円ですよ。これを30年で割ったら1年は管理料が2,600円になります。下の分の2級をやってみると、平成5年契約時に払った人は35万円の使用料は払っている。それで、管理料相当分が入っていたからという説明で、35万円から28万1,000円というたら6万9,000円です。これを30年で割ったら幾らになりますか。2,300円なんですよ、管理料は。だから、あなた方がひとまず提案しているのは、4月1日からこれができたとして2,400円一律におさめてもらいますよ。しかし、今現永楽院の方は35年まで期間があるから、お金は払っているからその期限が更新切れた後に、平成35年にもう一度使いたい人は更新してそれ以降2,400円おさめてくださいと。その間は管理料は違うんですよ。1級の方は2,600円になる、4月から通ったとしても、この条例が通ったとしても。2級の方は2,300円なんですよ。この提案自体がおかしいじゃないですか、あなた方は。この提案自体おかしいことは、こんな条例なんか出したらいけませんよ。これは完全におかしいわけですからね。せめてこれをカバーしようと思ったら、これを通った後に私は全部管理費は30年分返さなくちゃいけない、1級、2級の人も、永楽院のね。これを返さなくてはこの問題は解決できませんよ。返して4月1日から2,400円それぞれくださいと。このどっちしかないですよ、これは。

市長、今わかりますかね、私が言ったの、最後の管理料、もう一回言いますよ。この条例ができて4月1日から2,400円全ての、これは特にわかりやすく永楽院のどこ言ってますけど、永楽院も我元行も2,400円くださいという提案なんです。しかし、永楽

院に限っては1級と2級の使用料、この単価が違うために、機械的に計算してるからね、40万円から32万2,000円を引いてる、後のを割ったら管理料は2,600円になるんですよ、1級の方は。2級の方は単価が35万円だから、今回提案の28万1,000円を引いて30年で割ったら年間の使用管理料が2,300円になる。1級と2級の管理料が違う。それを10年間放置するんですか。こんなばかな提案っていうのはあり得んですよ。ぜひここで市長が実態に分けてから計算するぐらい今やってみなさいや。こんな間違いの提案をしたら出したらいかん。もしやるとしたら、30年分の管理料相当分を全部返しなさい。そして、4月1日から新たに2,400円を徴収します、ください、これしかないですよ。どちらを選ぶんですか。

議長（稲田雅士君） 市民生活部長、答弁。

市民生活部長（谷岡 亨君） まず、これまでの我元行共同墓地につきましては、これまで昭和16年から墓地の使用許可が始まりまして、今日まで長い年月が経過する中で墓地の使用に関しましてその手続でありますとか、世代交代が進んだことによりまして更新手続等が十分できていなかった。こういった状態があったわけでございまして、そういったことを何とか解消したいというふうな思いから、平成23年度からこういった適正化事業ということで現在の使用者の確定と、それから墓地の墓所の区画の確定、こういった作業を進めてまいったところでありまして、それによって今後適切な管理運営に努めてまいりたいということで、この間管理ができていなかったことについては深くおわびを申し上げてきたところでございます。

そういった中で、平成16年の旧条例の時代から墓地を使用されてきた方につきましては、これは条例の附則のほうで読み上げますと、附則の2のほうで、この条例施行の際、現に使用权を有する者はこの条例により使用の許可を受けたものとみなすということで、引き続き使用許可がなされたということで継続していくということでございます。そういったことで、不利益ということはないというふうには一つは思っておるところでございます。

それから、管理料の受益者といいますか、管理料の範囲といいますか、こういったことの御質問であったと思います。これは市営墓地に墓所区画を現に使用されとる方が市営墓地のいわゆる共用部分について使用されるということの、ここの日常的な維持管理に係る経費について御負担をいただくというものでございますから、この市営墓地の使用者に対して管理料の御負担をお願いするというものでございます。

それから、3点目ありました永楽院共同墓地にかかわっての管理料の御質問でございますけど、こちらのほうも使用料の表の附則のところ、先ほどこれまちづくり推進課長のほうも御答弁させていただいてとてでございますけど、当該使用の許可の期間が満了していないにもの係って従前の例によるということで書かせていただいております。ということで、松本議員御指摘のとおり、30年間はまだ経過いたしていないということで、経過した後に今回御提案させていただいておる2,400円という管理料をそこから御負担をいただくということでございます。当初の貸し付けの際には、今ありました1級地であれば40万円という使用料を当初一括で支払っていただいとるものでございます。これは今の30年間という契約、使用期間が経過するまでは現行のままでいかせていただいて、その後は我元行共同墓地と永楽院共同墓地を、これは隣接しておりますので一体的に管理をさせていただくといえますか、一体的に活用させていただくといえますか、共用部分も重なる部分も多うございますので、そういった意味で使用料というのは新たに設定したときに2,400円というものを設定をさせていただいたということで御理解をいただきたいと思ひます。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） 3回目の質問なんですけども、不利益の問題っていうのは30年の規定があるかないかによって、後は例えばこれが条例ができて更新すればという条件でしようけども、使えるから不利益にならないということでしょうけれども、しかし現実の問題として私が言ったのは、旧竹原町条例のほうは16年そこで契約されてもう実際永代使用、切りがないわけですからね、この旧町条例のほうも続いた方は間違いない、永代使用という、実質永代使用で市としては貸し出している。特に新しい市の合併後の市政に基づく市の墓地条例では突然30年が入った。そこでは、不利益と言うけれども、不利益はないとあなたが明言するけれども、そのことはやっぱり理解されてるんですか、市民、関係者の方に。私は管理料を払うっていうのは、確かに金額の問題もさっき言いましたけれども、管理料を払う、それはあなたはこのぐらいの分の金額つという思いがあるんかもしれないけれども、払う方としたらそれだけ負担がふえるじゃないですか。へえで、更新もしなくてはいけないじゃないですか。管理料も毎年払うという仕組みになってるわけでしょう。ですから、そういったことが負担、不利益になるんじゃないんですか。だから、不利益になるなら、せめて私がさっき言ったように、関係者の多くの方にわかったと理解してもらうのが大前提でしょう。それがやっぱり要るんじゃないんですかねえ。だから、この

墓地の問題私も言いました、いろんな前の経過の分はね。あっこはもと畑の分を借りて、その当時は芋や植えたとかいろんな信じられんようなことが確かにあったというに聞いてます。しかし、みずからが崩れたら、大雨で崩れてみずからが直して、12月のときは擁壁をつくるのに何十万円かかって、100万円近くかかって直したと。そういう方もたくさんおられるんですよ。ですから、そういったやっぱり思いも確かにあります。それをかき乱しとってっていう、私は言葉が強い言葉言いましたけどね。市が借りて先祖の供養のためにみずからが維持管理してきてやってきた。それを突然2年前から適正化がどうだ、30年がどうだと言うてやってきた。驚きますよね。おまえら使用期限が切れとるからまた払えと、おさめてくれという説明をしてきたわけですからね。そりゃ驚きますよね。また何十万円、今回新しい分になったとしてもこういう何十万円というお金を払わなくちゃいけない。そういう方のいろいろやっぱり思いも酌んで対応するんが物事の道理じゃないですかねえ。それで、特にあなた方が言う分でやってきてこれを出したとしても、不利益はないということを言い切ったらいけませんよ。そらあなたの勝手、自分の判断だけじゃないですか。関係者の気持ちなんか一つも酌んどらんじゃないの。

市長、だから私もう一回ここで言うけども、せめてこういう不利益、管理料出さなくちゃいけない、更新、毎年管理料払わなくちゃいけない、更新来たらその手続もしなくちゃいけない、前はしなくてもよかったのにと、70年近く戦後使ってきたわけじゃないですか。そこをばさっとこういう不利益がないっていうことはあり得ませんよね。だから、こんなに強行したらいけんよ、本当は。だから、市長、ここで明言してください。旧墓地条例のほうには決して不利益を与えん、そういった対応をしますということだけは明言してください、最後に。

それと、もうちょっと待ってください。

それと、管理料の分よね。管理料の分もそれ2,400円というのは4月1日から言っておきながら現実はそのようなことが起こってる。1級は2,600円、2級の人は2,300円、多い少ないで不利益になってるじゃないですか。こんな条例がどこにあるんですか、ほいで。せめてあなた方が公正な事務執行をやるんなら同じ2,400円、その単価は別に置いてって、2,400円で書いてあるんだから、せめて。一方で2,600円、一方で2,300円、こんな不利益を残していいんですか。こんなことを強行したらいかんですよ。市長、あなたが判断すべきじゃないですか。現場がこういうことをやったらいかん、やり直せと言うぐらいなぜあなたが指示できないんですか。これをまた容

認するんですか。ぜひともこの1点は市長が答えてください。

議長（稲田雅士君） 副市長、答弁。

副市長（三好晶伸君） このたびの市営墓地の条例にかかわって、これまで市長を含め我々が関係者の方々にいろいろな説明会の中で、あるいはまた議会の中でさまざまな時間の昭和16年から今日までの間、確かに使用期間あるいは契約の更新等々について多大な御迷惑をおかけしたることについてこれまでおわびをしてきましたし、またこれを一刻も早く解決しなければならないという信念のもとに我々は今市長を先頭にこの事案を解決すべく努力をしているところでございます。

そういった中で、先ほど来松本議員の御意見として使用期間の30年ということについて若干補足を説明させていただきます。

この墓地の使用に関しては、墓埋法、いわゆる墓地を埋設する法律ですね、墓埋法というのがございます。その中にいわゆる焼骨、これを納める納骨をする場所として市営の共同墓地を提供したわけでございます。そして、この使用に関しては地方自治法の225条の使用に、いわゆる使用貸借、賃貸借ではなくどこまでも使用貸借であると。そこに若干管理料あるいは環境整備にかかわる問題、そしてもともとこの我元行あるいは永楽院の墓地を建設するがための設計調査費であるとか、土地代であるとか、そして造成費等、ここらあたりを使用料の中に対価として計算をしているところでございます。そして、その1区画についての使用については、そこらあたりをプールをして皆さんに御負担をいただくというのがまず使用料でございます。そして、この使用料については、墓埋法の中あるいはその指針、厚労省の指針あるいは契約約款等々の中でこういうようにうたわれてます。基本的に目的は墓地でございますので、その目的が承継されている限りこれは永代的に使用できる権利ということでございまして、もちろん第三者に売買するとか、その他の目的に使用するということについては、それは使用貸借契約上違反となりますので、これは解除されるということでございますから、そういった意味でも使用貸借に関する期間というものは設けなければならないという判断のもと30年と定めたところでございます。

そして、今松本議員からも御指摘があったように、使用者に不利益があってはならない。これはもちろんそういったつもりで我々今行っているところでございますが、その中で基本的には先ほど来申し上げましているように、墓地の使用に関しては従来よりの、というのが昭和16年からのですね、これまでの間、慣習等の曖昧なルールの中で墓地使用が行われてきたという実態がございます。そして、当事者間の権利義務を明確に定めたその

中に文書等も存在していない、このことも判明いたしました。そして、墓地の使用をめぐるさまざまなトラブルが今言われたように発生したことも事実でございます。こういったことから、国のほうでは、厚労省ですね、当事者間の使用に関する権利、いわゆる債権、債務、この関係を規定し、また利用者保護の観点からも使用に関する契約の明確化を図る必要があると。こういったことから、本市としてもこれに向け、この解決の向け、この厚労省の指針に基づいたことで今整理をしているところであります。

そういった状況の中で、2点目の管理料の問題もございましたけども、これは永楽院については、平成5年に墓地として開設をいたしております。そして、そのときの契約としては、平成5年の契約者においては使用料と管理料を合算して管理料という形ではなく使用料、それを合算した使用料として計上をしていたと。そういう中であって、今回の平成25年4月1日からの条例改正の考え方としては、まずはその現契約者については現行の条例によるということで、平成5年から平成35年、これいわゆる30年、その中で残りが10年間というのが、今松本議員からもございましたが、基本的には新規契約者については使用料と管理料を明確に区分をさせていただきたいというのが狙いでありまして。そして、その残りの既契約者についての考え方については、今回の条例の中にはそういった計上する部分がございます。そういった今の御指摘も含めて、そのことも今後の検討に加えて精査をしていきたいというように考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願ひいたします。

議長（稲田雅士君） 7番。

7番（宮原忠行君） 法律的、実務的といいますかね、そういう観点から少し確認をさせていただきたいと思ひます。

昭和16年の条例によりまして、ここで認めておったのは間違いなく永代使用権なんですね。ほいで、永代使用権とは何かというと、相続を前提として承継をされていく墓地あるいは墓地の区画の使用権なんですよね。そこで問題は、36年でしたか、ここで新たに条例ができた。ほいで、私も勉強不足で誤解があったんではなからうかと、このように考えておるんですけども、附則を見ますと、実は36年の条例において既にその永代使用権を認めて、ですから新しい36年の条例ができるまでの旧町条例に基づく使用権を持っておられる方の永代使用権はこれ認めておるんですね、附則でね。これ1点確認をさせていただきたいと思ひます。間違いなくこれは確認をしておるわけですね。といいますのは、附則においてこの条例の施行の日の前日までに施設等の使用許可を受けている者に係

る使用料についてはなお従前の例によるということは、昭和16年の旧竹原町条例の永代使用権を認めておると、こういうことになるわけです。ほいで、そこでその36年の条例制定後に新たに使用権を得た方については、やはりその当時の社会状況といいますか、さまざまなものがありまして、例えば核家族化の進行とか家族の崩壊、ほいで一つの民間においても永代使用権が永久権みたいな誤解を受けるというようなこともあって、30年とか40年という有期の墓地経営といいますか、使用権の獲得の方向に動いて、恐らく36年の条例はそうしたものを受けて新たに使用権を得ようとされる方については30年の期間を設けたと、このように私は考えるわけであります。

ほいで同時に、今回の条例改正においても、なおこの現行の条例におけるこの条例の施行の日の前日までに施設等の使用許可を受けている者に係る使用料についてはなお従前の例によるという附則も恐らくこのまま残っておると思うわけなんです。ほいで、私も改正案を見まして、実は誤解をしたというか、よくわからなくて確認をさせていただきたいんですけども、この条例改正案では別表の次に附則が来とるわけですね。別表の次に附則に来て、この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の竹原市墓地使用条例の規定により使用の許可を受けている者であって、当該使用の許可の期間が満了していない者に限る使用料及び管理料についてはなお従前の例によるというのは、今申し上げた本則のほうの附則を否定したものではないということが確認できるかどうか御答弁をお願いしたいと思います。

議長（稲田雅士君） 市民生活部長、答弁。

市民生活部長（谷岡 亨君） 今回の附則のお話でございますけど、本則のほうでは、先ほどの附則の2のほうでこの条例施行の際、現に使用権を有する者はこの条例により使用の許可を受けた者とみなすというのが本則の附則で、もう一点は、別表のほうに附則がもう一つあります。こちらのほうは、附則の2で、この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の竹原市墓地使用条例の規定により使用の許可を受けている者であって、当該使用の許可の期間が満了していない者に係る使用料及び管理料についてはなお従前の例によるということでございますので、これについては実際にはここで言う別表のほうの附則については、永楽院共同墓地のほうが該当がいたすというものでございます。

議長（稲田雅士君） 7番。

7番（宮原忠行君） ですから、もう少し断定的に言ってほしかったと思いますけれども、別に特別な配慮とかというようなことではなくて、36年の条例改正といいますか、



このときから永代使用权の存在は認め、なおかつ当時の社会経済情勢に合わせて新しい36年条例以降の件については30年、今回も30年と、こういうあれになるわけですよ。ですから、そこは別に特別な配慮とかなんとかということじゃなくて、当然竹原市の条例を解釈する上での当然の当たり前の常識ということに私はなるんだろうと思うんですよ。

ほいでそこで、さまざま議論が提起されましたけれども、例えば一つのそうした根拠の規定としては、私もなかなかわかりにくいものですから、夕べ目をちかちかさせながらちょっと整理してみたんですけども、ですから第9条において使用权の継承等を認めとるわけですよ。ですから、この継承権の継承等については昭和16年の法律の適用を受ける人と36年の適用を受ける人と2段階の人が含まれておると、こういうことですよ。ですから、ここにおいて当然松本議員が心配されておられたような昭和16年に権利を取得された方については当然に保護されていると、私はこういうふうに考えるわけですね。ほいでまた、いろいろと負担の増加といいますか、こういう議論もあったわけですけども、何条でしたかね、第7条ですかね、使用料及び管理料ですね、第7条。第7条の第3項ですね。市長は使用料または管理料を納付する資力がないと認めた者に対してはこれを減免することができる、というふうになつとるわけですね。ですから、私は当然受益と負担という関係から考えて、そしてなお受益と負担の原則を確認しながらも資力のない低所得者の方といいますか、という方に対しては、この条項において十分に改良されているのではなかろうかと、このように考えるわけでありませう。

それからまた、墓地の使用に関する法的性格というのは、先ほど申し上げたように、もともとは永代使用权として相続を前提としてというのは我々の祖先を祭るということにおいていろいろな民法においてもさまざまな法的な配慮がされておりますし、ですからそうした観点から出てきたこれは間違いはないけれども、しかしスタートにおいてそうであったとしてもやはり社会の取引とか経済的な取引とか、あるいは社会的な観念というものが時代とともに変わっていくわけですね。時代とともに変わっていく。ですから、永代使用から30年、40年の有期というものが出てくるわけですね。当然行政としてそうした新しい社会情勢なり社会観念に適應していくという努力は当然のことなんだろうと思うんです。

そこで、再度確認をしていただきたいんですけども、副市長のほうからもございましたけれども、平成12年12月6日の厚生省生活衛生局長が通達を発しとるわけですね。

ほいで、その中で今の松本議員から疑義がありました、また傍聴に来ておられる方もそうでありましょうけれども、一応厚生労働省が考えておる墓地の管理に関する一つの標準の契約といたしますか、全国的にこれをモデルとして使ってくださいよという考え方を整理したものがああります。ほいで、これについて市民生活部長のほうでちょっと確認をといたしますか、どういうふうに厚生労働省が考えて通達を出しておるかということについて、その考えをお示し願いたいと思いますのでよろしくお願ひします。

議長（稲田雅士君） 市民生活部長、答弁。

市民生活部長（谷岡 亨君） ただいま議員のほうからございました厚生労働省が出しております墓地経営あるいは管理等の指針の中に標準契約約款というものがあわせてございます。その中に墓地の管理ということで項目が出ております。墓地の管理ということで、墓地の管理についてのことですが、墓所の清掃、除草等については、当該墓所の使用者がその責任を負うと。2項として、墓地の環境整備、その他の管理、前項に規定するものを除くと。ですから、今の前の項目しゃべったのを除くと。については、経営者がその責任を負うということでここに示されております。この中身というのは、墓地の管理について誰が責任を負うのかということをはっきりとすることとさせていただきます。墓地の良好な環境を維持管理することが当事者双方、使用者と、それからここで言う経営者、いわば市でございますけど、そちらが双方にとって非常に重要なことであるということと、どちらがそれぞれ管理の責任を負うかということをはっきりとすることがここで示されておるといふものでございます。

議長（稲田雅士君） 7番。

7番（宮原忠行君） これまでに恐らく6回ほど説明会も開催されておるといふんですけども、ほいでこの議場においてもさまざまな議論が提起されましたし、疑問、不安も提起されたといふんですね。ほいで、恐らくこの条例とか規則の中で取り扱える部分というのは限られてくると思ふわけですよ。ほいで、そこで例えば今回の関係者の方が483人おられるんですかね。ほいで、例えばそうした手引とか、手引、今まで出されたといふて、説明会とか、また松本議員から出されたような問題提起もございましょう。それに答えられるものと答えられないものもあるでしょう。それらを含めて関係者の方に不安を解消していただくための冊子といたしますか、そうしたものを、あるいは要項といたしますか、マニュアルといたしますか、そうしたものをお出ししていただいて、これ市長名でですね、ほいで可能な限り最大限関係者あるいは関係者以外の方もやはり今回の問題をめぐって非

常に心配されておられる方おられますけれども、そこまでは言いません。とりあえずは関係者の方について市長名でもってそうしたお願い文を添えたマニュアル書と申しますか、解説書と申しますか、取扱手引書と申しますか、そうしたものを出していただきたいと思っておりますけれども、この点についていかがでございましょうか。

議長（稲田雅士君） 副市長、答弁。

副市長（三好晶伸君） 市営の共同墓地にかかわってのこれからの課題だと思います。そういった中で、先ほど私申し上げましたのは、国の厚生労働省のほうの墓地経営管理の指針というのがございます。一番私言いたかったのは、この墓地埋葬にかかわって利用者保護の観点から墓地使用契約の内容の明確化をやっぴり図らなくてはならないというのが、これが一番重要なことであると認識をしているところでございます。

そういった中で、今回条例本則が改正をいたしますが、もちろんその後において規則あるいは要項等については、これは先ほど来いろいろな御意見のある中で、例えば使用期間とか使用料とか管理料とか細かいお話もございましょう、そこらあたりは規則あるいは要項の中できちっと整理をしていきたいというつもりで今整備をしておりますので、その旨また関係者の皆さんには情報提供していきたいというように考えておりますので、よろしくお祈りいたします。

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 私はこの議案に反対の立場で討論に参加します。

まず、前段としてこういう先祖の供養、市民の心にかかわる問題は最低限やっぴり多くの市民の理解を、関係者の方の理解を得て一歩前進することができる。これは私のごく市としての大原則じゃないかと思うんですね。しかし、これを壊したらもう信頼関係はできません。そのことはやっぴり繰り返しになりますけれども、指摘せざるを得ないですね。

それと、先ほど来墓地の埋葬法に関する事とか厚生労働省の通知とかいろいろ聞きましたけれども、今ここで言えることは、墓地の設置は原則公がやらなくてはいけない。ここで言えば、竹原市が墓地の設置があるという義務規定があります。しかし、いろいろ現実では宗教法人とか民間とかいろいろ設置されております。

それとあと、経営指針の問題が出ましたけれども、なぜ公が墓地を設置しなければならないのか。それは民間だったらいろいろトラブルが起こってるからなんですよ。墓地のと

というのは、最初言ったように、永代使用が原則です、その通知見てもね。厚労省の通知見ても、原則は永代使用ですよ。そこには30年の規定を設けなさいという義務規定もありません。ですから、いろいろそれは手法の一つとしてそういうに設けたいというんだったら、せめてやっぱり市民の、関係者の理解を一步一步積み重ねてやるしかないんですよ。それをもうばさっと取っ払って、いろいろ繰り返しになるかわかりませんが、使用期限が過ぎてからもう一回更新料、使用料払いなさいという説明から始まって今日来ているということで、ですから私が言いたいのは、この墓地の設置というのは公が責任持たなければならないという義務規定から私はいろいろ申し上げました。

それから、今回の議案についても、30年の期限を設けるためにさまざまな問題が出ている。それをクリアしていかなくてはいけないのに、残念ながらそこは不利益がないという一方的なやっぱり見方で、現実には旧竹原町の利用者の方にさまざまな不利益ができる、起こしている、それと管理料の問題も言いました、管理の設定についても不平等といえますか、不利益といえますか、公正な事務執行になっていない。これは管理の設定に問題があるからです。ですから、私はこういった、最後に言いたいのは、管理料の問題、使用料の問題、条例改正の問題、これは市民の関係者に直接かかわる問題ですから、もう少しやっぱり豊富な資料、十分な説明会、これを積み重ねていかないと、ただもうこの1年2年取り組んできた、しかし納得してることは私の聞く限りではなかなか少ないですよ。永楽院の管理料の説明会何回やりましたか。こんなずさんな対応の仕方では私こういう強行をされると、ばさっとやるということ自体は私にはあってはならないことだというふうに思いますし、30年等の問題は削除すべきだし、更新規定を設けるなら明確に、曖昧なルールじゃなくて、明確に1回限りだと。管理料の設定についても十分なやっぱり調査と説明をすべきだということで、私は反対に討論したいと思います。

議長（稲田雅士君） 7番。

7番（宮原忠行君） 賛成の立場から一言討論したいと思います。

私も質疑で申し述べました。いろいろ議論はあるかもわからんけれども、しかし継続してやはり16年の条例の当事者に対しては十二分に権利保障はなされておると、このように考えます。

ほいで、さて管理料の問題ですけれども、全国的に見れば公営の管理料が約1,000円から4,000円ほどと言われております。ほいで、民営では年間4,000円から1万円と、こう言われとるわけですね。もちろん管理料の負担がないのが一番望ましいでし

よう。しかし、逆に言えば、管理料を頂戴することによって竹原市長の墓園に対する環境整備とかさまざまな管理責任が市長の側に発生してくるんですね。今まではその規定がございませんから、言い方がよいか悪いかは別にして、金がないとか予算がないとかという形で放置されておった部分も相当あるんじゃないかと、このように思うわけですね。しかし、今度この管理料規定ができることによって明確に市長の管理責任が生じたわけがあります。市長がみずからにその管理責任を負わせたわけでありまして。ほいでまた、その他の使用料、また管理料についても、さっき質疑の中でも申し上げましたように、例えばその負担能力に厳しい方についても配慮されておるわけでありまして。そうした立場から、ぜひとも関係者の皆さん方にも御理解をいただいて、さらに一層市長のほうの関係者の皆さんに御納得をしていただける御努力を期待をして賛成の討論とさせていただきます。

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（稲田雅士君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

午後の1時まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後 1時00分 再開

〔議長交代〕

副議長（道法知江君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

---

#### 日程第19

副議長（道法知江君） 日程第19、議案第20号竹原市消防団員等公務災害補償条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

副議長（道法知江君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第20号竹原市消防団員等公務災害補償条例等の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、障害者自立支援法の一部が改正され、同法の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改められることなどに伴い、同法の規定を引用している条例について、同法の題名及び引用条項の整理等を行うものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

副議長（道法知江君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（道法知江君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（道法知江君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第20

副議長（道法知江君） 日程第20、議案第21号特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

副議長（道法知江君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第21号特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、平成25年3月31日まで実施することとされている市長、副市長及び教育長の給与の減額措置を、平成26年3月31日まで1年間延長するものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

副議長（道法知江君） これより質疑に入ります。

14番。

14番（小坂智徳君） 質疑をさせていただきたいと思います。

市長あるいは副市長、そして教育長、個々10%、7%、5%と今日まで約10年間余りずっと減額措置をされておられるわけでございます。そういった中、今回トータル的には1年間で262万円ぐらい、そういった効果額、このように承知をしておるわけでございます。そういった観点から市長におかれまして、この減額というのを今日まで10年間なぜされる、そういった理由、そういったものも明確に教えていただきたい。

そもそも思い出してみますと、当時市長が就任をされまして間もなくこの議場の中で大変元気のある議員の方々、こういった方が苦しい財政状況の中でいろんな意味で市長みずから身を削るべきではなかろうか、こういった経緯の中で最初御提案をされ今日まで来ておるわけでございます。しかし、私が思いますのは、いろんな意味で本年またこうして1年間延ばして条例案を出されたということは、社会情勢、経済情勢、あるいは市の財政状況、こういったことも含め勘案をされて出されているのか、あるいは次の議案でありますトップみずから減額措置をして、部課長5%の次の議案で出てくるわけでございますが、効果額1,000万円、こういったことに対しても三役そのものが模範を示していかなくてはいけない、こういったことか、そのようなさまざまな思いがするわけでございます。

そして、事例を申し上げますと、市長は本来でしたら月81万5,000円の給料である、そして副市長は66万5,000円である、教育長は61万円である、こういったこと、また期末手当においてはいろんな減額の措置の金額というのは、市長においては37万214円、副市長においては21万1,456円、教育長においては13万8,547円、トータル72万円、合わせて262万2,817円でございます。こういった裏づけ。じゃあ、他の市町村の事例を見てみますと、23市町、県内にはあるわけでございます。市の中では庄原が一番低い金額で、これが73万1,000円の市長の給料、そして竹原が2番目の73万3,500円、大竹が75万6,800円、三次は市長の選挙の公約で45万円となっておるわけでございます。また、町の事例を申し上げますと、府中が最高額で84万5,500円、そして海田、熊野、坂が82万1,000円、北広島が73万円、最低の報酬というのは大崎上島の68万5,300円、こういった事例であろうかと思えます。また、全国においては、市のほうは82万9,300円、これが全国の市の事例、町の事例というのは67万9,700円、こういったことでございます。こういったことは、市長職というのは2万9,000の人口のトップとしていろんな意味でまだ私は反対に出してあげてもいい、このような思いも個人的にはするわけでございます。そ

ういった観点から2点ほどお聞きをしたいと思います。

まず1点目は、先ほど言いましたように、どのような理由で今回引き続き提案をされたのか、そして今後いつまでこういった措置をされるのか。

以上、2点につきまして御答弁をいただきたいと思います。

副議長（道法知江君） 総務課長、答弁。

総務課長（桶本哲也君） 2点御質問をいただきました。今回の市長、副市長を初めとしました教育長の特別職等の給与の減額に関する御質問でございますが、そういった特別職等の給与及び報酬の額につきましては、その職務の特殊性や職責に応じまして、また他の地方公共団体等の状況を考慮する中で定めなければならないというふうに認識をいたしております。

このたびの特例措置の延長でございますが、現下の社会経済情勢、本市の財政状況等、非常に厳しい状況が続いているところでございます。本市が今日まで行ってまいりました行財政改革の取り組み、これにつきましては今後も継続実施する必要があるというふうに考えまして、市長みずからその姿勢を示すとの観点から特例措置の延長を今回提案させていただくというものでございます。よろしく願いいたします。

それから、いつまでというような御質問でございますが、本市を取り巻く、先ほど申し上げました社会情勢あるいは財政状況等、総合的な判断のもとに今後も対応してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

（14番小坂智徳君「終わります」と呼ぶ）

副議長（道法知江君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（道法知江君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。



## 日程第 2 1

副議長（道法知江君） 日程第 2 1、議案第 2 2 号竹原市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

副議長（道法知江君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第 2 2 号竹原市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、平成 2 5 年 3 月 3 1 日まで実施することとされている職員の給料月額削減措置を、平成 2 6 年 3 月 3 1 日まで 1 年間延長するものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

副議長（道法知江君） これより質疑に入ります。

1 1 番。

1 1 番（松本 進君） それでは、質問したいと思います。

担当委員会ではありませんので、まず 1 点目の質問は、この給与の削減ということで対象者とその平均のカット額、それと全体の影響について、確認を含めてお伺いしたい。

それから、2 点目のとこなんですけれども、今国でもいろいろ議論が始まっておりますけれども、デフレ不況と今の状況をどう打開するかということがこの最大の焦点っていいですか、重要な課題の一つであります。それで、私どもはこのデフレ不況の原因というのが働く人の給与所得者等の収入がこの間ずっと減ってきているということで、この間いろいろこの議会でも申し上げてきました。それで、国会ではやっとな安倍首相も、我が党なんかの国会でも取り上げた結果もあるんでしょうけれども、これは大きな経済界の団体ですけども、経済界の団体に賃金の引き上げを国会で質問して、安倍首相自身も経済界に、賃金ではないんですが、報酬の引き上げをお願いしたということもあります。ですから、竹原市は一つの小さい自治体ですけども、同じようなやっぱりデフレ不況、厳しい経済状況等はあると思うんですね。ですから、私はいろいろ確かに公務員の賃金云々というのはあるのは承知しておりますけれども、ここでそういった私はデフレ不況というのは、先ほど申し上げたように、賃金が減っていると、要するに購買力、物を買う力が減退すると、この間ずっと。そこに最大の問題があるということで、ここに対する対策が具体的な景気回復につながるということは言いました。国会でも今紹介しました。首相もそういった経

済界にはそういう要請もやっとなされました。そういった状況を踏まえて、私は今回の提案ってというのが逆行してるんじゃないか、今の景気回復をやることに対して逆行の施策じゃないかということ私は大変危惧しますけれども、2点目の質問として市長はどのようにお考えでしょうか。

副議長（道法知江君） 順次答弁を願います。

総務課長、答弁。

総務課長（桶本哲也君） 2点御質問をいただきました。

まず、今回の職員の給与の減額の対象者数、影響額という御質問でございますが、対象者は部課長で27名でございます。それで、1人当たりの1年間の影響、削減額でございますが、平均しまして約38万円でございます、全体トータルしますと1,025万円の減額ということになります。

それから、この減額措置がそういった経済に与える影響、どのように考えるかというような御質問でございます。職員の給与でございますけれども、地方公務員の給与につきましては国あるいは他の地方公共団体の給与の状況、あるいは民間事業者との給与の均衡、こういったものを勘案して原則として定めるということとされております。これまでもそういったような考え方から一定には人事院勧告制度に基づきまして決定をさせていただいているというところでございます。このたびの部課長の給与の削減につきましては、市長のほうから先ほど申しあげましたように、大変厳しい経済情勢あるいは本市の財政状況などを総合的に勘案いたしまして、さらなる行財政改革に取り組む必要があるというようなことから取り組むというものでございます。経済状況あるいは景気、雇用情勢というものは全国的にはやや持ち直しの動きが見られるというふうに言われておりますけれども、先ほど議員さんのほうからおっしゃられたように、本市の状況は非常に大変厳しい状況が続いているというふうに思っております。こうしたような景気対策につきましては、経済対策と申しますか、これまで国の経済対策等にこうした予算をお願いいたしまして取り組んできたところでございまして、このたびの補正予算につきましてもこうした経済対策には取り組むということといたしておりますので、御理解いただきますようにどうぞよろしくお願いいたします。

副議長（道法知江君） 14番。

14番（小坂智徳君） 今課長が言われましたのは、部課長、ここにいらっしゃる27名の方が1年間1,025万円ですか、こういった効果の点がある、そして昨年からいわゆ

る5%ということ、1年間で約38万円ということ、これはよく考えてみますと、今までも再々申し上げたわけですが、ちょうど今の部課長の皆さん方というのは、当時の森川市長のときに採用をしなかった、そういったひずみがありまして、若い世代の部課長の皆さん方がいらっしゃるわけですが、ということは、裏を返したら家庭に帰りますと恐らく小さいお子さんは小学校あるいは中学校、そして高校、大学、一番教育費に今一番私は要るのではなからうか、このような思いを個人的には思っておるわけですが。1年間38万円、例えば高校、大学に仕送り3万円できるわけですが。そういった観点から言うても、いろんな思いでまた今回も同調された、これは先ほどの案件ではございませんが、市長あるいは副市長、教育長みずから厳しい財政状況あるいはこういったことを10%、7%、5%とみずから切っておられる、その歩調を合わせていかなくてはいけない、こういった思いの中で恐らく同意をされたのではなからうか、そして今回のこの上程に至ったのではなからうか、こういった思いを持っておるわけですが。

そこで、お尋ねをさせていただきたいのは、私自身は委員会でも質問をさせていただいたわけですが、いろんな判断があらうと思いますが、交渉を部課長の方々とするときどういった反応であったのか、その点をなかなか答弁が難しいとは思いますが、わかりやすく雰囲気をお教えさせていただきたい。

そしてもう一点は、先ほども松本議員がおっしゃいましたが、国においては閣議決定において交付税約4,000億円余り減にいたしますよ、これは給与カットをやりなさいよというようなことで、恐らく7月、8月には一般職員の皆さん方もまた減額になってくる、このような思いも持っておるわけですが。竹原市民の所得の平均というのは約230万円余り、こういった統計、そして竹原市65歳以上の方が2万8,000内のうち1万人いらっしゃるわけですが、年金夫婦生活者の方、国民平均250万円、20万円に月々やっておられるわけですが。こういった事例がある。そして、市長も経済人でありまして、新聞等々でいろいろと誹謗をされていらっしゃると思いますが、4月に入って国のいろんな助成措置があるといいますが、ローソン、あるいはきょうも出ておりましたがセブンイレブン、あるいは広島県においては竹原市と御縁がある広島信用等々がいろいろと給料アップをする、こういったこともあるわけですが。そして、経済人として、あるいはトップとして果たして職員の方々がいろんな意味で士気に影響をしないのか、このような思いも持っておるわけですが。そういった観点からも、以上2点につきまして御答弁をお聞かせいただきたいと思います。

副議長（道法知江君） 総務課長、答弁。

総務課長（桶本哲也君） 2点御質問をいただきました。

まず、1点目の職員への説明と申しますか、どういったようなことであったのかという御質問でございますが、この減額措置の提案をさせていただくに当たりまして、庁内で会議を開催いたしまして、引き続き厳しい経済情勢であるとか、本市における厳しい財政状況、こういったことに対処していくためには職員一丸となって取り組んでいく必要があるというようなことから、この減額について理解、協力を求めてきたところでございます。そういったところで意思統一をしてきたということでございます。

それから、職員の士気に影響しないのかというような御質問でございますが、先ほど申し上げましたように、庁内における会議でそういったところについては職員一丸でやっていくということで確認をしてきたところでございますので、そういった士気に影響がないように取り組む必要があると思いますから、その点については職員で一丸になって取り組んでまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

（14番小坂智徳君「終わります」と呼ぶ）

副議長（道法知江君） 13番。

13番（脇本茂紀君） まず、第1に言えることは、何のためになぜ下げるのかと。こういう財政が非常に厳しい折、あるいは世の中が不況だからというようなことが一つの根拠になっておりますけれども、そういう時期だからこそ、むしろ市がこういう時期にどのような施策を行うか、あるいはどういうふうに住民と接するか、そういうことが極めて重要でありますし、とりわけ雇用の問題からいえば、この時期に竹原市としてはどのように雇用というものをしっかり確保し、また市民の方々の賃金や労働条件をどういうふうに確保するかというようなことに真剣に取り組まなくてはならない時期であるというふうに思います。そういう時期に、とりわけそういうことを考える場合の市の職員の中核である部課長がまずみずからの賃金を下げて、果たしてそれでそのモチベーションというものが保てるのかどうかという危惧が特にするわけでありまして。これはいつまで続く、ぬかる溝というふうにこの間委員会では言ったんですけれども、ことし下げたらまた来年も下げるんじゃないか、再来年も下げるんじゃないか、市長の例を見れば11年間下げたままになるんじゃないかと。そんなこの間経過ですよね、ずっと考えてみたら。よくなるという保障はどこにもない。いつまでたっても財政状況はよくなる、いつまでたっても景気がよくなる、いつまでたっても景気がよくなるということを理由にして、こうやって非常に臨時的な措置として毎年毎年いわ

ゆる管理職の賃金を下げるといのはまずいかなものかというふうに思います。そして、さっきお話がありましたように、とりわけこの世代は子供が高校から大学に行って、消費の面でも非常にお金がかかる、そういう世代の方々に、さっきも言われましたように、1人年間38万円平均してでもその賃金の引き下げというものを強要する。そして、これで浮いた1,025万円が例えばそういう部課長のモチベーションを上げるために使われるのであればまだ少しは我慢もできるかもわからんと、あるいはそういう意味で部課長がもっと仕事がしやすいような条件をつくるためにこのお金が使われるのであれば、まだ我慢もしてやれるかもわからない。とりわけやはり今の職場の中で、例えば類似団体と比較しても竹原市の場合は42名職員が足りないというふうに結果が出ているわけで、42人も足りない職場を管理運営しなきゃならない部課長はみずからの賃金を下げながら、なおかつそういう大変厳しい管理運営をやっていかなきゃならない。そして、管理運営をされるほうの立場の職員の場合も、その半分はいわゆる非正規の人がふえていて、ある意味ではいろんなさまざまな責任の面でも部課長に係ってくる重みというものが大変強くなってると。そういう状況でもあるわけです。だとしたら、これで1,000万円のお金が例えばその非正規の人の賃金や労働条件がよくなることに使われるとか、あるいは職員の働き方がもっと働きやすくなるようなものとしてそのお金が利用されて、部課長として仕事が極めてやりやすくなるような、そういうものとして使われるというふうな保証ははっきり言って全くない。もっと言えば、このお金は一体何に使われるものかわからんと。とにかく財政が厳しいからとにかくおたくらは我慢して減してくださいっていう話でしかないとしたら、やっぱり夢も希望もないじゃありませんか。そういう意味でやはりもっと的確にそういうふうに減す、結果として下げる以上は例えばこういうモチベーションを上げるためにこういう施策に使いますよと。部課長から意見を聞くとしたら、今部や課が非常に困ってるところの例えば人員の問題あるいは職場環境の問題、そういうものをよくすることによって住民サービスというものを向上させていくような費用としてこのお金がまた使われるというのであれば、少しは納得ができるかもわからない。そういう意味での議論が多分私は部課長会でもっと真剣に行われてこのことの合意形成がされれば、もっと前向きなその方向性というものが出てくると思うんですね。そういう意味で私がお伺いしたいのは、さっき部課長会で話されたことが本当に部課長のモチベーションを上げるような議論をみんなでやって一丸となってやる方向っていうふうになってるとは到底思えないし、もしそういうふうに考えるのであれば、そういう改善の方向はどのような方向で改善

しようとしているのか、そこらあたりが本来三役あるいは部長も含めて、いわゆる管理する側のほうに問われてることじゃないかというふうに思うわけでありまして、そのあたりについて御所見があればお伺いしたいと思います。

副議長（道法知江君） 総務部長、答弁。

総務部長（今榮敏彦君） このたびの職員管理職の給与削減にかかわりまして、部課長会議で昨年も、そしてことしも市長、副市長、そして教育長出席のもとにこの件の実施の目的などについてお話をさせていただく中で、我々管理職としてその御意向に従うべきというふうな判断をした上でこの提案をさせていただいているところでございます。

もちろん議員のほうから御意見のございましたこの減額による影響額の使途の問題につきましては、部課長会議の中でも今回この実施をするに当たっての趣旨目的からすれば、やはり市民に対してそういう姿勢を示していることのアピールというものが必要であろうというような御意見もございました。もちろんこの額についてどのように、いわゆる全体の中の財源としてどのような使い方をしていくかにつきましては、今の竹原市行政の施策方針の中で財政運営をしておりますので、いずれにいたしましてもその中にどうしても財源としては調整をされるということにはなろうかと思えます。御意見のありました、例えば人員確保、各職場の環境の整備の問題、または非正規職員の処遇の問題、これらにつきましても一定には個別具体的に庁内で検討する中で、もちろん職員団体の調整の中でも対応させていただき、一定の改善もこの間させていただいてきたところでありますけれども、これらの件につきましては引き続き適宜適切に対応しなければならないというふうに考えているところでございます。全体の事務量として権限移譲等もございます。また、市民のニーズ、それから行政政策の中で新たな事務、課題等も接しておりますので、これらに適切に対応するためにはどうしてもやっぱり職員の力というものが必要でございますので、このモチベーションが下がらないように、もちろん我々管理職ともども個別の協議、また全体の協議をする中で、市長、副市長、教育長のもとに一致団結して行政推進に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

副議長（道法知江君） 13番。

13番（脇本茂紀君） 結局その財政再建というときに人件費を削減するというのは最も安易で最も簡単な方法なんですよ。だけど、さっきから話がありますように、本当は今のやはりこの不況というものの大きな要因としていわゆる消費の減退ということがある。そういう消費を拡大していくためにはやはり賃金が上がらなければ拡大しないわけで、そ

ういう意味では、そういう竹原市内での消費を拡大するという観点からもやはりもっと市がそういう意味でのいわゆる需要を喚起するような方向を打ち出さない限りどんどん縮小再生産と。もちろん市の管理職の賃金が下がれば民間の賃金も下がる、さらに市の職員の賃金が下がれば民間も下がるというふうないわゆる負のスパイレルになっていく危険性は十分あるわけであります。ある意味で最大のサービス産業である市というものが、今申し上げましたように、500人いても半分が正規、半分が非正規というふうな状況の中でのサービスを余儀なくされているときに、例えば先日読売新聞では新たに準正規労働を創出しようと、余りにも非正規のその条件が悪いので、準正規労働というふうな新たな労働条件も確保しなきゃならないというふうな方向性が次年度からという形で打ち出されておりました。そうした竹原市民のいわゆる賃金やあるいは労働の条件というふうなものを全体として総体として考えるような視点が竹原市そのものの政策の中にも必要なのではないかと。もっと言えば、500人もの市民を抱えている竹原市としてやはりそのあたりをしっかりと考えていく必要があるのではないかとということをも痛切に感ずるわけでございまして、いずれにいたしましてももう少しそういう意味で部課長がみずからの賃金を下げるということにとどまらず、やはりそれが全体としての竹原市のモチベーションを上げるという方向に転換をしていくような視点というものをぜひともお願いをして質問を終わります。もし御答弁がいただければ答弁いただきたい。

副議長（道法知江君） 答弁よろしいですか。

副市長、答弁。

副市長（三好晶伸君） このたびの管理職の給与の削減あるいは特別職の削減ということにつきましては、先ほど申し上げましたように、1つにはいろんな景気不況あるいは市民の暮らし等々についての考え方もございます。そういった中で1点私のほうからちょっと申し上げたいのは、ここ数年の本市における予算の組み立てでございます。いわゆる歳入については税収の減というものがここ数年続いております。その中で特に個人市民税あるいは法人市民税の落ち込みが顕著となっておりますという点、そして国のほうで言えば地方交付税の先行きが大変厳しいというような中で、現在本市の財調あるいは基金等の切り崩しもここ数年大変大きな繰り入れをせざるを得ないと。24年度においても7億五、六千万円、そして新年度においては約10億円程度切り崩しをしなければならないといった状況もございます。1つには、市民のそういった暮らし、そしてこれから、先ほど脇本議員が言われたように、確かに総合計画の中でそういった中で沈滞ムードをそのまま持続さ

せてはならないと。したがって、総合計画の中で住みよさ実感する中で本市においては、子育て、高齢者、そして雇用、さらに安全・安心、そして交流人口の拡大から定住につなげていくような地域振興策、こういったものをこの経済対策とあわせて積極的に公共事業の投資を中心とした政策を打ち出していきたいというようなことで、町の活力を上げていくというような施策について本市の部課長においてもそういったことをみんなで一丸となって団結して向上させていこうじゃないかというようなことからモチベーションが下がらないようにというようなことで、今先ほどから申し上げているところでございます。今後におきましても、そういったことを念頭に置いて、市民の暮らし、そして活力をさらに向上させていく政策を進めていくということで御理解をいただきたいと思っております。

副議長（道法知江君） 4番。

4番（山村道信君） 簡単に質問させていただきます。

まず、こうすることによって部課長クラスの年間所得、これが幾らになったかということ等、教えていただきたい。

そしてもう一つ、一般職、今回全然さわられてない一般職の方々の年間所得、これも御提示いただきたいと思っております。

副議長（道法知江君） 順次答弁を願います。

総務課長、答弁。

総務課長（桶本哲也君） 職員の年間所得ということの御質問でございます。済みません、統計上部課長が幾らというようなことをちょっと集計をいたしておりませんので、部課長についてはちょっとわからないんですけども、予算上で毎年広報紙等を通じて職員の給与などの状況については公表させていただいております。それで、昨年8月にも広報で出させていただいたわけですが、予算上ということで申し上げますと、平成24年度、今年度でございますが、1人当たりの給与費は589万1,000円ということでございます。

副議長（道法知江君） 4番。

4番（山村道信君） ありがとうございます。これは一般職というふうにとっていいんですね。そうした場合、部課長職がこれ以上の給料を持って帰られてるということが考えられるわけです。この589万円、これをどういうふうにとられるか。これはやはり一般納税者の方がこの数字を聞かれてどう思うか。全てはこれに尽きると思っております。本当に我々一生懸命普通の、普通のというんですか、仕事をして汗水垂らして帰ってきても、やはり



先ほど同僚議員が言われましたように、年間250万円足らず、そしてその中には最近解雇という言葉よりもむしろ倒産による解雇というひずみもございます。むしろそっちのほうが大きいんですね。それとじゃあ公務員職を比べるのかということになるわけなんです。が、しかしながら一般市民、やはりそういったところは冷静な目で見てるわけでございまして、さらなる私は努力が必要だと、こう思うわけでもありますし、ましてやその中でやはり皆様方はある意味守られてやられてるんだと、仕事されてんだというプライドとさらなる献身的な気持ちを持って職に臨んでいただきたいと、こういうふうに思うわけでございます。

以上です。

（「議員が610万円じゃろう。議員が610万円」と  
呼ぶ者あり）

副議長（道法知江君） 7番。

7番（宮原忠行君） もし質問が的外れじゃったらお許し願いたいと思うんですけども、私はこの議案第21号とは違いまして議案第22号につきましては、昨年いろいろ国あるいは国会等において東日本大震災のきずなの確認といたしますか、そのための連帯をしてお互いがある意味で言えば血を流し合おうやという形の中で出てきたのがこの部課長の給与削減だったように考えとるわけですね。ですから、それぞれの地域の経済状況とかなんとかとは全く関係なく、ぜひとも政府とか国家においてここは何とか東日本大震災へのきずなの確認、連帯、そうした意味を込めて何とか職員の給与削減、もっと言えば、それに伴う復興財源に充てるように御努力を願えんかということで全国の自治体へ協力要請をして、昨年から実現したのがこの削減案じゃったのではないかと、このように考えておるわけでありましてけれども、もし私の考え方に間違いがあれば御指摘を願いたいと思います。よろしくお願いします。

副議長（道法知江君） 総務課長、答弁。

総務課長（桶本哲也君） 昨年の3月の定例議会におきまして、この部課長の給与の削減に関する条例というのを初めて出ささせていただいたわけでございますが、昨年出ささせていただいた際には、確かに今年度から国家公務員については東日本大震災の復興財源に充てるということで平均7.8%の給与削減を行うという法律が成立したちょうどところでございました。市の職員の給与削減につきましては、そういった状況ではございましたが、昨年度の予算編成におきまして多額の基金を取り崩すということと、それから各種社会保

障制度におきまして市民に対し負担増を求める中での運営を余儀なくされるということなど、総合的に判断いたしまして1年間部課長の給与を5%減額する措置を講じるということで提案をさせていただいたところでございます。よろしくお願いいたします。

(7番宮原忠行君「いいです、よろしい」と呼ぶ)

副議長(道法知江君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

11番。

11番(松本進君) 私は当議案に反対をしたいと思います。

国、地域を問わず経済の最大の使命は、不況脱却、デフレ不況からいかに早く脱却するかと、このデフレ不況の最大の要因がこの数年間続いた働く人の賃金が下がっていることは間違いのないわけですね。ここをいかに引き上げて経済を活性化するか、物を買う力を拡大するか、景気の回復する決め手だと。これは先ほど国の紹介の分は安倍首相のことも紹介しました。地域経済のかなめであるそういった働く人の賃金、これを上げるということに対して私はこれは逆行したやっぱり提案だと、こういったことを今選択肢としてとるべきじゃないと。いろいろ市民感情はあるけども、公務員としてはいろいろ働いてもらって市民のために頑張ってもらって、そして元気で本当に景気も回復させる。そのために公務員の大きなやっぱり役割は私はあると思うんですね。ですから、私は今一生懸命確かに公務員が働いてもらうということは必要なんだけど、この賃金を下げることに対しては竹原市の経済全体を見てもこの数年来こういった賃金の削減は続いているわけですから、地域経済、竹原市の経済の回復にはつながらない。デフレ不況の脱却、これに逆行する施策は選択肢としてとるべきじゃないという立場から反対をしたいと思います。

副議長(道法知江君) これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

副議長(道法知江君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第22

副議長(道法知江君) 日程第22、議案第23号平成24年度竹原市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

[事務局職員朗読]

副議長（道法知江君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第23号平成24年度竹原市一般会計補正予算（第5号）について、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、国の経済対策に係る補正予算に呼応した社会資本整備事業や各種事業の精算見込みによる調整などが主なものであります。

まず歳出であります。総務費においては、地域公共交通に要する経費として、交通施設バリアフリー化設備整備費補助金の減1,200万円、企画調査に要する経費として、特定地域再生計画策定委託料713万円、電算機器管理に要する経費として、機器リース料などの減835万2,000円、地域情報化に要する経費として、電柱工事負担金の減272万5,000円、基金管理に要する経費として、地域振興基金積立金140万4,000円、衆議院議員選挙に要する経費として、時間外勤務手当の減161万7,000円、合わせて1,616万円を減額計上しております。

民生費においては、特別会計歳入補填に要する経費として、国民健康保険特別会計等繰出金2,024万1,000円、介護保険特別会計繰出金の減525万円、住宅手当緊急特別措置事業に要する経費として、住宅手当給付費の減167万7,000円、障害者医療対策事業に要する経費として、重度障害者医療費の減200万円、障害者援護事業に要する経費として、特別障害者手当等給付費の減100万円、特別会計歳入補填に要する経費として、保険基盤安定繰出金の減297万8,000円、療養給付費に要する経費として、療養給付費負担金の減2,934万8,000円、乳幼児医療給付に要する経費として、乳幼児医療費の減503万7,000円、特別児童扶養手当・児童扶養手当事業に要する経費として、児童扶養手当の減404万7,000円、保育事業に要する経費として、私立保育所委託料の減101万6,000円、放課後児童クラブに要する経費として、指導員賃金の減200万円、子ども手当支給に要する経費として、子ども手当の減1,510万2,000円、合わせて4,921万4,000円を減額計上しております。

衛生費においては、地域保健医療対策に要する経費として、産科・周産期医療施設整備事業負担金の減300万円、母子保健推進に要する経費として、健診委託料の減231万7,000円、広島中央環境衛生組合に要する経費として、当該組合への負担金の減3,

481万円、合わせて4,012万7,000円を減額計上しております。

農林水産業費においては、圃場整備事業に要する経費として、上田万里地区圃場整備事業費420万5,000円を追加計上しております。

商工費においては、商工業振興対策に要する経費として、中小企業融資制度に係る預託金3,300万円を減額計上しております。

土木費においては、道路維持補修に要する経費として、市道中須明神線外5路線整備事業費1,000万円、市道施設点検業務委託料500万円、床浦丘団地線待避所整備事業費の減180万円、道路整備に要する経費として、市道宮床2号線道路改良事業費の減700万円、市道八代谷曾井線道路改良事業費5,000万円、市道築地1号線道路改良事業費600万円、県営道路整備に要する経費として、当該事業に係る整備負担金600万円、橋梁維持補修に要する経費として、橋梁長寿命化点検事業費760万円、港湾整備に要する経費として、竹原港北崎フェリーターミナル改修事業費1億700万円を計上しております。

次に、都市公園管理に要する経費として、公園遊具整備事業費1,100万円、公園長寿命化計画策定事業費1,000万円、都市公園整備に要する経費として、的場公園園路改修事業費6,600万円、街路事業に要する経費として、新開地区都市再生整備事業費1,750万円、県営道路改良事業負担金の減1,335万3,000円、新開土地区画整理事業に要する経費として、測量設計委託料や土地造成費など1,834万円、特別会計歳入補填に要する経費として、公共下水道事業特別会計繰出金700万円、住宅管理に要する経費として、市営住宅屋根防水事業費の減100万円、市営住宅解体事業費の減165万円、単県補助事業に要する経費として、忠海中町3丁目地区急傾斜地崩壊対策事業費の減390万円、県営急傾斜地崩壊対策に要する経費として、県営急傾斜地崩壊対策事業負担金の減400万円、交通安全施設整備に要する経費として、浜町3号線外21路線通学路緊急安全対策事業費3,000万円、合わせて3億1,873万7,000円を追加計上しております。

消防費においては、常備消防に要する経費として、消防救急無線デジタル化整備事業に係る常備消防委託料9,925万7,000円を追加計上しております。

教育費においては、小中一貫校施設整備事業に要する経費として、測量設計委託料の減2,835万6,000円、小学校施設整備に要する経費として、竹原小学校屋内運動場整備事業費3億2,614万5,000円、その他教育振興に要する経費として、就学援

助費の減116万8,000円、中学校施設整備に要する経費として、賀茂川中学校校舎耐震補強事業費1億1,580万7,000円、子育て支援事業に要する経費として、幼稚園の保育料負担軽減補助金の減96万4,000円、教育振興に要する経費として、就園奨励費の減170万円、合わせて4億976万4,000円を追加計上しております。

災害復旧費においては、平成24年公共土木施設災害復旧に要する経費として、事業費の精算により268万7,000円を減額計上しております。

公債費においては、事業費の精査や地方債の借入れ時の利率が当初見込みより下がったことなどにより、利子930万円を減額計上しております。

なお、これらの歳出予算のうち、国の経済対策に係る補正予算については、19事業、事業総額9億4,908万1,000円であります。

これに対し、歳入であります。市税においては、法人市民税1,809万2,000円、固定資産税2,879万8,000円、合わせて4,689万円を減額計上しております。

また、歳出に係る特定財源においては、県支出金5,781万2,000円、繰入金1億9,770万2,000円、諸収入2,051万9,000円を減額計上し、分担金及び負担金80万円、使用料及び手数料100万円、国庫支出金2億4,715万4,000円、寄附金140万4,000円、市債5億209万1,000円を追加計上しております。

一般財源においては、地方消費税交付金957万4,000円、自動車取得税交付金343万9,000円を減額計上し、ゴルフ場利用税交付金285万3,000円、地方交付税3,280万8,000円に加え、前年度繰越金2億2,930万1,000円を追加計上することにより、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ6億8,147万5,000円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ127億7,971万3,000円となるものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。

追加分については、総務費において、JR竹原駅バリアフリー化整備事業について、事業実施後の完了検査等に日数を要したため繰り越すものであります。特定地域再生計画策定事業については、国の事業採択後の実施期間が不足するため繰り越すものであります。

このほかの追加分については、国の経済対策に係る追加補正に伴い新たに予算措置するとともに、あわせて翌年度に繰り越し、事業実施するものであります。

農業水産業費においては、上田万里地区圃場整備事業であります。

土木費においては、市道中須明神線外5路線舗装補修事業、市道施設点検事業、市道八代谷曾井線道路改良事業、市道築地1号線道路改良事業、橋梁長寿命化点検事業、県営事業港湾整備事業、竹原港北崎フェリーターミナル改修事業、都市公園整備事業、的場公園園路改修事業、県営事業道路改良事業、新開土地区画整理事業、県営事業急傾斜地崩壊対策事業、浜町3号線外21路線通学路緊急安全対策事業であります。

消防費においては、防火水槽整備事業、消防救急無線デジタル化整備事業であります。

教育費においては、竹原小学校屋内運動場整備事業、賀茂川中学校校舎耐震補強事業であります。

次に、変更分については、土木費において、新開地区都市再生整備事業について、国の経済対策に係る追加補正に伴い新たに予算措置しようとするため、今年度に設定した繰越限度額を増額変更するものであります。

教育費においては、小中一貫校施設整備事業について、測量設計業務委託の入札残により不用額が発生したため、今年度に設定した繰越限度額を減額変更するものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

副議長（道法知江君） これより質疑に入ります。

11番。

11番（松本 進君） 教育関係の1点だけちょっと質問しておきたいと思います。

先ほど市長の説明でありましたように、国の経済対策にかかわる補正予算に伴って竹原市でも19事業、9億4,908万1,000円の予算措置が補正予算であります。それで、資料もいただいておりますけれども、補正予算、国にかかわる、この経済対策にかかわる補正予算で竹小の運動場、体育館の整備とか賀茂中の耐震整備事業とかありまして、教育委員会に確認しておきたかったのは、幼稚園、小学校、中学校の耐震化率についてお尋ねしたい。幼稚園、小学校、中学校、現在の耐震化率がどうなのか。この補正予算執行後の耐震化率はどうなるのか。この点だけをお尋ねしておきたいと思います。

副議長（道法知江君） 教育振興課長、答弁。

教育委員会教育振興課長（久重雅昭君） 学校施設の耐震化率ということでございます。

まず、今現在の耐震化率でございますけれども、幼稚園につきましてはゼロパーセント、小学校につきましては69.2%、中学校については64.3%となっております。この補正予算執行後の耐震化率でございますけれども、幼稚園については変更はありません。小

学校については73.1%、中学校については78.6%となる見込みでございます。

以上です。

副議長（道法知江君） 11番。

11番（松本 進君） 副市長にちょっとお尋ねしたいと思うんですけども、国も今回の経済の補正、国の経済対策補正予算で文部科学省も学校の施設、耐震化、老朽化対策、これをこの今回の補正予算で、これ全国的ですけども、1,884億円補正予算の措置がされております。これでさっき私が聞いたのは、学校教育施設の耐震化率のことを聞きましたけれども、これは全体の平均でしょうけれども、国の耐震化率はこの執行後は93%に耐震化率がなります。先ほどの数値がありましたけれども、これについて、教育長、どうなんでしょうか。この目に見える形で私はいろいろ言ってるけども、目に見える形での耐震化促進、これがやっぱり必要じゃないかと。国はもうこれが終わったとしたら93%の耐震化率になるということに比べて極めてやっぱり竹原市の現状は低いということについて、私は早急にやっぱり対策をとってほしいということがありますけれども、その対策があればちょっとお聞きしたいというふうに思います。

副議長（道法知江君） 教育振興課長、答弁。

教育委員会教育振興課長（久重雅昭君） 学校の耐震化でございますけども、教育委員会としましても子供の安全性、避難所となるということで学校の耐震化は重要であるというふうに認識をしております。

先ほどの全国平均の数値が言われましたけども、それよりはちょっと今現在低いということもございます。教育委員会では学校施設の耐震化計画、年次計画を立てまして、それに沿って随時耐震化を進めていくということで、平成27年度までに学校施設の耐震化を完了したいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

副議長（道法知江君） 11番。

11番（松本 進君） 最後に、ちょっとお願いしたいのは、今の数値もありましたように、全国的にもおくれる。それから、そういった中でも竹原市の個別の耐震化率を見ると、幼稚園ですよね、これはもうゼロですから、ここは保護者にどう説明するんですか。

副議長（道法知江君） 教育振興課長、答弁。

教育委員会教育振興課長（久重雅昭君） 幼稚園の耐震化でございますけども、これは以前にも申し上げましたけども、現在幼・保一体化施設のあり方を検討をしておるということでございますので、その検討結果を待って耐震化に取り組んでいきたいというふうに思

っております。

副議長（道法知江君） 7番。

7番（宮原忠行君） 2点ほどお尋ねをさせていただきたいと思います。

やっぱり教育委員会の件ですけれども、就学援助費が116万8,000円減額になっておる理由が対象児童が減ったことによるのか、その他の理由によるのか、お教え願いたいと思います。

それから、歳入についてでありますけれども、法人市民税が1,809万2,000円、固定資産税2,879万8,000円、合わせて4,689万円が減額計上されております。その理由についてお教え願いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

副議長（道法知江君） 順次答弁を願います。

学校教育課長、答弁。

教育委員会学校教育課長（亀井伸幸君） 就学援助費の減につきましては、当初予定しておりました人員よりも少なかったということで減額させていただいております。

副議長（道法知江君） 税務課長、答弁。

税務課長（沖本 太君） 法人市民税と固定資産税の減額補正の理由という御質問でございます。

法人市民税につきましては、当初予算見込みにおきまして法人市民税の課税規模の大きい法人につきましては個別に、そうでない法人につきましては各種業種別に会社情報誌の業績予想等から法人税額等を見込んで、そこから法人市民税を見込んでというような状況でございます。

ほんで、平成24年度予算をこのたび補正する理由でございますが、予算の見込みと比較いたしまして大きな増減をした法人、そういった法人があるわけでございますが、その法人中心に税額が確定したということがありましたので、見込まれる税収額が減少するということがございますので、歳入予算を減額補正するというものでございます。

固定資産税の減額の理由でございますが、固定資産税につきましては土地、家屋、償却資産とそれぞれ課税客体があるわけでございますが、このたびにつきましては主に償却資産の減額ということで減額補正をさせていただいているところでございます。

副議長（道法知江君） 7番。

7番（宮原忠行君） 固定資産税の大規模償却資産については、私恐らく当初予算からあ



る程度の減価償却率を見込んである程度しとるはずで、そんなに本来ならば大きく見通しを誤ることはないのではないかという気はしとるんですね、私の経験からしても。そこら辺がちょっと腑に落ちない。それで、さらに今度25年度の当初予算もするわけですけども、23年度の決算で言えば約7,000万円の法人税の増額があったわけですね。そこら辺の見通しがさてどうなんかというちょっと心配といいますか、そういう思いがありましたもので、あえてこれ以上の答弁はお聞きいたしません。25年度当初予算でしっかり議論させてください。

以上です。

副議長（道法知江君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（道法知江君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第23

副議長（道法知江君） 日程第23、議案第24号平成24年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

副議長（道法知江君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第24号平成24年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、その概要を御説明申し上げます。

保険給付費においては、療養給付費に要する経費として、一般被保険者療養給付費の減2,354万6,000円、出産育児一時金に要する経費として、当該一時金の減261万円、合わせて2,615万6,000円を減額計上しております。

共同事業拠出金においては、高額医療費共同事業医療費に要する経費として、高額医療費共同事業医療費拠出金の減912万6,000円、保険財政共同安定化事業医療費に要する経費として、保険財政共同安定化事業医療費拠出金の減3,242万6,000円、合わせて4,155万2,000円を減額計上しております。

保健事業費においては、保健事業普及に要する経費として、人間ドック委託料や啓発指導員の報酬など780万9,000円を減額計上しております。

諸支出金においては、療養給付費精算に伴う返還金に要する経費として、平成23年度の一般被保険者に係る療養給付費等負担金の精算に伴う返還金3,072万2,000円を追加計上しております。

これに対し、歳入であります。国民健康保険税1,525万3,000円、国庫支出金2,733万5,000円、県支出金778万2,000円、共同事業費交付金6,655万8,000円を減額計上するとともに、療養給付費等交付金1,822万4,000円、繰入金5,313万円、前年度繰越金77万9,000円を追加計上し、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ4,479万5,000円を減額し、予算総額は歳入歳出それぞれ37億336万4,000円となるものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

副議長（道法知江君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（道法知江君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（道法知江君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 4

副議長（道法知江君） 日程第 2 4、議案第 2 5 号平成 2 4 年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

副議長（道法知江君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第 2 5 号平成 2 4 年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第 1 号）について、その概要を御説明申し上げます。

まず歳出であります。貸付金においては、一般事務に要する経費として、一般会計繰出金 4 0 0 万円を追加計上しております。

これに対し、歳入であります。諸収入 4 0 0 万円を追加計上し、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ 4 0 0 万円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ 1, 6 0 1 万 6, 0 0 0 円となるものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

副議長（道法知江君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（道法知江君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（道法知江君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 2 5

副議長（道法知江君） 日程第 2 5、議案第 2 6 号平成 2 4 年度竹原市公共下水道事業特

別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

副議長（道法知江君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第26号平成24年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、その概要を御説明申し上げます。

まず歳出であります。公共下水道費においては、施設管理に要する経費として、消耗品費の減100万円、公共下水道事業に要する経費として、汚水管の面整備事業や事業費の精算により2,100万円、合わせて2,000万円を追加計上しております。

なお、地方債の借入れ見込みと実績に差が生じたことなどに伴い、一部財源変更をしております。

これに対し、歳入であります。分担金及び負担金170万円、国庫支出金1,050万円、繰入金700万円、市債80万円を追加計上し、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ7億6,940万8,000円となるものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。

公共下水道費においては、公共下水道事業について、新町地区雨水管渠整備工事に係る地下埋設物の移設に伴う関係者との調整に不測の日数を要したことや国の経済対策に係る追加補正に伴い新たに予算措置しようとするものであります。実施工期が不足するため繰り越すものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

副議長（道法知江君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（道法知江君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（道法知江君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 2 6

副議長（道法知江君） 日程第 2 6、議案第 2 7 号平成 2 4 年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

副議長（道法知江君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第 2 7 号平成 2 4 年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、その概要を御説明申し上げます。

まず歳出であります。総務費においては、介護認定調査に要する経費として、手数料及び訪問調査委託料 4 0 0 万円を減額計上しております。

保険給付費においては、高額介護サービスの支給に要する経費として、高額介護サービス費 1, 0 0 0 万円を減額計上しております。

諸支出金においては、介護給付費交付金等の返還に要する経費として、平成 2 3 年度の介護給付費交付金等の精算に伴う返還金 5 0 9 万 2, 0 0 0 円を追加計上しております。

これに対し、歳入であります。国庫支出金 1, 1 5 8 万 4, 0 0 0 円、支払基金交付金 2 9 0 万円を減額計上するとともに、県支出金 2 5 3 万 3, 0 0 0 円、繰入金 3 0 4 万 3, 0 0 0 円を追加計上し、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ 8 9 0 万 8, 0 0 0 円を減額し、予算総額は歳入歳出それぞれ 3 2 億 7, 5 8 1 万 6, 0 0 0 円となるものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

副議長（道法知江君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（道法知江君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（道法知江君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第 2 7

副議長（道法知江君） 日程第 2 7、議案第 2 8 号平成 2 4 年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

副議長（道法知江君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第 2 8 号平成 2 4 年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、その概要を御説明申し上げます。

まず歳出であります。分担金及び負担金においては、保険料等負担に要する経費として、保険料等負担金 1, 0 0 5 万 2, 0 0 0 円を減額計上しております。

これに対し、歳入であります。後期高齢者医療保険料 7 0 7 万 4, 0 0 0 円、繰入金 2 9 7 万 8, 0 0 0 円を減額計上し、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ 1, 0 0 5 万 2, 0 0 0 円を減額し、予算総額は歳入歳出それぞれ 4 億 1, 2 6 5 万 4, 0 0 0 円となるものであります。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

副議長（道法知江君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（道法知江君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（道法知江君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

2時50分まで休憩をいたします。

午後2時35分 休憩

午後2時50分 再開

〔議長交代〕

議長（稲田雅士君） 休憩を閉じて会議を再開します。

---

日程第28～日程第36

議長（稲田雅士君） お諮りいたします。

日程第28、議案第29号平成25年度竹原市一般会計予算から日程第36、議案第37号平成25年度竹原市水道事業会計予算までの9会計予算を一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、平成25年度9会計予算を一括議題とすることに決しました。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 平成25年度当初予算を提出するに当たり、その概要を御説明いたしますとともに、市政運営について所信の一端を述べ、議員各位及び市民の皆様の御理解をいただきたいと思います。

さて、我が国においては、日本経済を再生させるため、大震災からの復興を前進させるとともに、強い経済を取り戻すことに全力で取り組んでおり、その効果による景気回復への期待が高まっているところであります。

しかしながら、依然として物価動向はデフレ状況にあり、雇用情勢も厳しさが残っていることから、適切な政策対応により景気回復につなげることが急務となっております。

このような状況に対応するため、政府は、今年に入り「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を閣議決定した上で、10兆円を超える大型補正予算を決定し、景気の底割れを防ぐとともに、デフレからの早期脱却に努めているところであります。

本市においても、こうした国の取り組みに呼応するとともに、県の施策にも歩調を合わせ、インフラ整備を前倒して実施するなど、地域の活性化対策や市民の安心かつ安定した暮らしの確保に取り組んでいるところであります。

こうした状況のもと、今後も地方分権改革のさらなる進展や厳しい財政状況など、本市を取り巻く社会経済状況は大きく変化することが予想されますが、多様化する市民ニーズや地域の課題などを的確に把握する中で、市民目線に立った施策を推進するとともに、創意工夫を凝らした施策の展開や独自の地域づくりを進めていくなど、引き続き、本市の魅力を生かしたまちづくりを議員各位及び市民の皆様とともに手を携え、着実に進めてまいりたいと考えております。

平成25年度予算編成につきましては、こうした認識のもと、これまで実施してきた取り組みを踏まえ、一人一人が輝き、豊かさや住みよさを実感することができる「元気で住みよい竹原市」づくりを推進するため、子育て支援等・高齢化対策・安全・安心づくり・地域振興を主要な分野として位置づけ、重点的な予算配分を行いました。

それでは、主要な施策について御説明申し上げます。

第1に、子供が夢を持ち人が輝く町を目指した施策について申し上げます。

今、私たちを取り巻く社会は、少子・高齢化、核家族化、情報化などが進む中で、人と人とのつながりや地域力が弱まっていくことが懸念されております。

このため、まちづくりの基本を“人づくり”とし、人が町をつくり、町が人を育てるという考えのもと、自信を持ち安心して子育てができる町、子供の夢を応援する町、そして、全ての人がさまざまな特性や違いを超えてお互いを尊重し、それぞれの能力を発揮できる町をつくり上げていくことが必要であると考えております。

子育て環境の充実につきましては、これまでの妊婦健康診査の検査費用の助成、健診受診に係る奨励金の支給に加えて、妊婦に対する歯科健診の助成を行い、より安全で安心な出産の支援に努めてまいります。

また、子供の健やかな育成を図るため、子宮頸がん予防ワクチンやヒブ及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種費用を引き続き全額助成してまいります。

さらに、子育て世代の経済的負担を軽減するため、18歳未満の子を3人以上扶養して



いる場合の、第3子以降で3歳未満の園児に係る保育料の無料化、小学校6年生までの医療費に対する助成、児童手当の支給などを引き続き実施してまいります。

学校教育の充実につきましては、「夢を持ち、子供が輝く教育の実現」を目指して、確かな学力、豊かな心、健やかな体、信頼される学校づくりに取り組んでいるところであります。

安全・安心な学校づくりににつきましては、子供の安全・安心を確保するため、児童・生徒が1日の大半を過ごす場所である小・中学校施設の適切な維持管理及び耐震化を推進してまいります。

充実した教育環境づくりににつきましては、市内各地区の児童・生徒数の推移を踏まえ、将来を見据えた学校づくりを推進するため、小中一貫教育を推進するための検討委員会等を設置するなど、質の高い教育活動を行うための検討を引き続き行ってまいります。

人権尊重と人間性豊かな人づくりににつきましては、市民一人一人が人権を大切にする意義や重要性について十分な認識を深めつつ、人権意識の高揚を図っていくために、各種施策に取り組んでいるところであります。

虐待、暴力の防止と保護、支援施策の推進につきましては、近年増加傾向にあるドメスティック・バイオレンス等の相談や支援に対応するための相談員を配置し、被害に遭われている方の保護、支援体制の充実及びそれらを防止するための啓発活動を進めてまいります。

第2に、人が集まる元気なまちづくりを目指した施策について申し上げます。

現在、本市においても、地域経済や雇用状況の低迷が長く続いております。町のにぎわいを取り戻すためには、私たちはもっと地域に目を向け、自然、歴史文化、産業、技術及び人材など今ある資源を生かした“竹原らしさ”を高めることが求められております。

また、地域の安全でおいしい食や特色ある物づくりを育て、地域でも消費する“地産地消”の機運を盛り上げることも重要であります。

このため、特色ある産業や観光振興と情報発信、地域を支える担い手の育成や働く場の確保など、市民の皆様とともに知恵を出し合い、魅力的なまちづくりを進めていくことが必要であると考えております。

産業の担い手の確保と雇用の場の拡充につきましては、竹原工業・流通団地の大規模太陽光発電施設第2期工事を起工し、またペット用品卸売業の物流施設の立地が決定するなど、これまでの取り組みの成果があらわれてきており、同団地の分譲率は平成25年1月

末現在で、66.3%となっております。今後も引き続き企業誘致に必要な専門性の高いノウハウを持つ人材を雇用し、積極的な情報発信に取り組むとともに、市内へ進出した事業所に対して、奨励金を交付するなど、さらなる企業誘致を推進してまいります。

農業の振興につきましては、耕作放棄地の発生を防止する中山間地域等直接支払事業や農業基盤の整備として圃場整備事業に引き続き取り組むとともに、有害鳥獣対策として防除施設設置への助成、集落ぐるみでの鳥獣被害防止対策を推進してまいります。

また、竹原製品の開発及び活用について、これまで行政や民間企業等が個々に取り組んできた現状を踏まえ、それらを集約し、一体的に取り組んでいく体制づくりを進めるとともに、竹原ブランドを発信してまいります。

水産業の振興につきましては、稚魚の育成・放流を行い、水産資源の維持・増大を図るとともに、引き続き新規漁業就業者による漁船や漁具の購入費用に対して、費用の一部を助成する取り組みを行ってまいります。

商工業の振興につきましては、引き続き中小企業預託融資制度を低利で運用するとともに、昨今の経済状況に鑑み、資金確保を後押しするための融資枠を拡充し、市内中小企業者の育成・支援に努めてまいります。

観光の振興につきましては、これまでの「道の駅たけはら」や本市を舞台にしたアニメ「たまゆら」を活用した集客力促進の取り組みにより、本市の入込観光客数は増加傾向にあります。引き続きこれらの地域資源を生かし、情報発信に努めるとともに、平成26年度に予定されている「瀬戸内しま博覧会（仮称）」に向けて、観光客の受け入れ態勢を整備してまいります。

また、本市の持つ魅力を内外に広めるため、首都圏で本市のPR活動を実施するなど、本市のプロモーション活動を実施していく中で、イメージアップを図り、交流人口の拡大については定住人口の拡大につなげてまいります。

第3に、健やかで支え合う安心のまちづくりを目指した施策について申し上げます。

本市におきましても、少子・高齢化が進んでいる中、医療や介護に係る適切なサービスの確保・提供が喫緊の課題となっております。また、子供や高齢者が狙われる犯罪も多くなるなど、安全・安心な生活が脅かされております。

このため地域における支え合いの機運を盛り上げ、一人一人が安心して暮らせるよう、地域社会を基盤とした地域福祉を充実するとともに、暮らしの安全と安心の確保が必要であると考えております。

医療の充実と健康づくりの推進につきましては、不妊治療を受けられる方の身体的、精神的負担または経済的負担が大きい現状に鑑み、その治療費の一部を助成してまいります。

また、健康に関する正しい知識の普及啓発を図り、疾病の早期発見・早期治療を行うため、引き続き特定の年齢を対象として乳がん、子宮頸がん、大腸がん及び肝炎ウイルスの検診費用を全額助成してまいります。

安心して暮らせる豊かな高齢社会の形成につきましては、高齢者インフルエンザ予防接種事業について、これまでも自己負担額を無料としていた生活保護世帯に加え、市民税非課税世帯の高齢者についても無料とすることで、経済的負担の軽減及び接種率の向上を図ってまいります。

また、高齢者の健康増進の観点から、疾病の早期発見・早期治療、増加傾向にある生活習慣病予防のため、引き続き後期高齢者医療被保険者を対象とした人間ドック事業及び健康診査事業を実施してまいります。

障害者福祉の充実につきましては、平成25年4月から施行される障害者総合支援法に基づく助成の対象とならない難聴児に対し、健全な言語能力の発達及び将来の自立した日常生活の営みを支援するため、補聴器の購入費用の一部を助成してまいります。

交通安全対策の推進につきましては、忠海高等学校入り口の交差点改良など交通安全施設を整備し、地域住民や通学生の安全確保に取り組むとともに、交通安全教育や啓発活動を推進してまいります。

第4に、竹原の持つ住みよい環境を守り育てることを目指した施策について申し上げます。

本市は、美しい海や川、山々などに囲まれ、これら自然から多くの恩恵を受け、文化を育み歴史を形成してきました。

こうした美しい自然や歴史文化は、長きにわたって人々にゆとりと和やかさを与えるなど、竹原市の発展の礎となっております。

引き続き歴史文化や自然を守り生かすためにも、循環型社会の形成や生活環境の向上に努めることが必要であると考えております。

歴史文化の保存・継承・活用につきましては、平成24年6月に国から認定を受けた「竹原市歴史的風致維持向上計画」に基づき、旧広島銀行跡地に公園を整備するほか、伝統的建造物の保存修理を継続して行うなど、歴史景観の保全と活用に取り組んでまいりま

す。

循環型社会の形成につきましては、省エネ効果の高いLED灯などの環境に配慮した街路灯設置に対し、引き続き支援をしております。

住宅・住環境の整備につきましては、本市の人口減少・少子化・人口流出等への対策として、旧市立体育館が立地する土地への、民間の企画力、技術力を活用した子育て世代向けの集合住宅の整備手法について検討を行っております。

また、市営住宅について安全で快適な住まいを長きにわたって確保するため、長寿命化計画の策定を行い、更新コストの削減と維持管理費の平準化を図っております。

上水道につきましては、将来にわたり安定供給を図るため、施設整備や老朽配水管の布設がえを行い、安全でおいしい水の供給に引き続き努めてまいります。

第5に、安全でしっかりとした都市基盤をつくり生かすことを目指した施策について申し上げます。

私たちの暮らしや産業などを支える市街地や道路交通網や情報網などは、便利さだけではなく、安全・安心や快適性、人への優しさの確保、さらには環境への配慮が求められております。

このため、都市基盤の整備を進めるとともに、市民、地域と行政がさまざまな情報を共有した上で、整備された基盤をみんなで大切に使い、生かしていくことが必要であると考えております。

計画的な土地利用と市街地整備の推進につきましては、引き続き新開地区における土地区画整理事業を推進し、施行区域内の道路、水路等を整備するとともに、計画的な土地利用を行い、良好な市街地の形成に努めてまいります。

また、都市計画道路について、これからの竹原市の将来都市像を実現する適切な計画に見直しを図るため、現在計画している都市計画道路の必要性等について、見直しを含めた検討を行っております。

消防・救急体制の強化につきましては、消防機関において現在使用している消防救急無線システムについて、災害活動・救急活動をより迅速・的確に行う観点から、同システムのデジタル化に取り組んでまいります。

また、竹原消防署に配備しているはしごつき消防ポンプ自動車について、配備後20年が経過していることから、更新を行い、消防体制の充実を図っております。

道路網の整備につきましては、市民生活を支える道路整備を推進するために、県と調整

を図りながら、県営事業として国道432号道路改良事業外5路線を整備するとともに、市道の整備を行い、市内道路の適正な維持管理に努めてまいります。

港湾の整備につきましては、竹原港において、にぎわい空間等を創出し、海の玄関口としての活用を図るため北崎フェリーターミナルの改修を行うとともに、忠海港においては、JR忠海駅との間に自由通路を整備し、直接往来できるよう、港へのアクセス環境の改善を図ってまいります。

また、県と調整を図りながら、竹原港・忠海港の整備、管理に努めてまいります。

情報通信基盤の整備・活用につきましては、ケーブルテレビ放送等により市民の皆様へ行政情報や暮らしに役立つ地域情報を発信し、まちおこし、地域活性化につながる取り組みを進めるとともに、基盤を活用した情報化施策について検討してまいります。

以上5つの柱に加え、これらの施策の推進力を市民の皆様とともに築いていくためには、地域を一番よく知る市民の皆様と行政がともに知恵と力を出し合うことが何より大切であります。

また、地方分権改革の進展により、それぞれの自治体が自主性・自立性を高めながら個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることが求められており、こうした流れの中で、郷土愛に満ちた住みよい魅力あるまちづくりを推進していくために、市民ニーズに的確に応え、質の高い行政サービスを効果的かつ効率的に提供していく必要があります。

加えて、平成25年度は市制55周年の節目の年であるとともに、第5次総合計画前期基本計画の最終年であり、これまで行ってきたさまざまな施策を評価、検証し、将来につなげていく重要な1年であります。

そういった観点も踏まえ、引き続き市民の皆様とのパートナーシップにより協働のまちづくりを推進し、住民自治組織の設立・運営に対する支援を行い、各種団体との協力・連携を図ってまいります。

以上の施策を主なものとして、予算を編成した結果、一般会計の予算総額は、123億8,183万3,000円で、前年度と比較し5.3%の増となっております。

次に、国民健康保険特別会計について御説明申し上げます。

本会計は、地域住民の相互扶助の精神に立脚した地域保険として、住民の健康保持、生活の安定と向上に大きく寄与し、国民皆保険制度の中核としての役割を果たすものであります。しかし、急速な高齢化と社会経済情勢の変化により、医療費は年々増加し、国保財政を取り巻く環境は厳しいものとなっております。

そのため、医療費の適正化対策として引き続きレセプト点検事業やジェネリック医薬品の利用促進などに取り組むとともに、生活習慣病を中心とした疾病の早期発見・早期治療及び予防対策としての特定健康診査・特定保健指導を初め保健事業を積極的に推進し、被保険者の健康保持並びに生活の安定と向上に努めてまいります。

予算総額は、36億6,718万6,000円で、前年度と比較し1.8%の減となっております。

次に、貸付資金特別会計について御説明申し上げます。

本会計は、経済的理由により高等学校などへの就学が困難な方に対し、必要な資金の貸し付けを行い、修学の途を開くものであります。

予算総額は、1,103万5,000円で、前年度と比較し8.2%の減となっております。

次に、港湾事業特別会計について御説明申し上げます。

本会計は、地方港湾竹原港及び忠海港の港湾施設について、県から委託を受け、港湾施設使用料を充てて管理運営をするものであります。これまで海の玄関口として港湾施設管理に努めてまいりましたが、本年度も一般会計における港湾施設整備と整合性を保ちながら、適切な管理運営に努めてまいります。

予算総額は、4,893万円で、前年度と比較し、11.6%の増となっております。

次に、公共下水道事業特別会計について御説明申し上げます。

本会計は、市民の安全で快適な暮らしと公共用水域の水質保全及び市街地の浸水対策のため、都市基盤整備事業として必要な公共下水道の整備促進を図るものであり、本年度は引き続き面整備区域の拡大を図るとともに雨水幹線の整備を実施し、汚泥処理施設増設のための実施設計を行ってまいります。

予算総額は、6億8,581万5,000円で、前年度と比較し8.9%の減となっております。

次に、公共用地先行取得事業特別会計について御説明申し上げます。

本会計は、事業の推進に当たり、土地の先行取得を必要とする事態が生じたときに対応するものであります。

本年度は、存目として1,000円を計上しておりますが、今後先行取得の必要が生じた場合、当会計をもって適正に対応したいと考えております。

次に、介護保険特別会計について御説明申し上げます。

本会計は、介護を必要とする高齢者等を社会全体で支えるものであります。高齢者が可能な限り住みなれた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、総合的な介護サービスを提供するとともに、2次予防事業対象者把握事業などの施策に取り組むことにより、介護予防に努め、地域包括ケアシステムの構築を推進してまいります。

予算総額は、32億8,105万4,000円で、前年度と比較し0.3%の減となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計について御説明申し上げます。

本会計は、県内全市町が加入する広島県後期高齢者医療広域連合へ支払う保険料が予算の主なものとなっております。

予算総額は、4億3,978万3,000円で、前年度と比較し4.0%の増となっております。

平成25年度竹原市水道事業会計予算について、その施策の大要を御説明申し上げます。

水道事業の使命は、安全な水を豊富に、かつ安定的にできるだけ低廉に供給し、企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とするものであります。

さて、本市における水の需要量につきましては、一般用を中心とする生活関連用水の使用量は、人口減少等により一般用は減少しております。また、工業用についても近年の経済不況などにより、企業の合理化等が行われ、減少に転じているところであります。

経営状況につきましては、平成24年度決算見込みによりますと、収入において、一般用が対前年度比0.3%の減、工業用においては前々年度の落ち込みが大きかったことから対前年度比3.0%の増収を見込んでおります。支出につきましては、経費節減等を図ったことにより、約1,953万3,000円の利益を見込んでおります。

本年度予算編成に当たりましては、より一層合理的な事業の推進と特段の経営努力をするとともに経費節減に努め、市民負担の軽減を図る一方、事業面では、今後の効率的経営・安定給水に資する施策を計画的に実施し、安定供給体制の強化及び漏水防止対策として配水管の布設がえ工事などを実施し、収益性の向上に努め、最少の経費をもって最大の効果を上げるべく予算措置をいたしました結果、1,415万9,000円の利益を見込んでおります。

内容について申し上げますと、業務の予定量につきましては、給水件数1万3,454

件、年間給水量596万3,977立方メートル、1日平均給水量1万6,295立方メートルを見込んでおります。

主要な建設改良事業として、配水管布設がえ工事を市内3地区において総延長1,320メートルを実施し、また、紫外線装置に伴う水源地改修工事、水源地テレメータ改造工事、水源地次亜注入設備改良工事、ポンプ所電動弁取りかえ及び制御盤改造工事、加圧ポンプ所導水・送水ポンプ取りかえ工事などや、竹原市東野水系導水施設整備及び施設の運転・維持管理業務委託を債務負担行為により実施することといたしております。

以上の施策を主なものとし、予算編成を行いました結果、平成25年度竹原市水道事業会計予算は、9億4,159万2,000円となり、前年度比8.0%の減となっております。

何とぞ、慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております日程第28、議案第29号平成25年度竹原市一般会計予算から日程第36、議案第37号平成25年度竹原市水道事業会計予算までの9件につきましては、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、日程第28、議案第29号平成25年度竹原市一般会計予算から日程第36、議案第37号平成25年度竹原市水道事業会計予算までの9件につきましては、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

議事の都合により、明3月7日午前10時から会議を再開することとし、本日はこれにて散会といたします。

午後3時40分 散会